

第五部

審議会・民間団体の答申・建議編

昭和十三年一月八日

〔五一〕 文部省案 其ノ一

国家總動員法案要綱第二十四ニ関スル勅令案要綱(案)

一 学校ノ管理者又ハ設立者ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ

得ルコト

イ 学校ノ種類又ハ学科ノ種類ノ変更

ロ 学科ノ増設

ハ 学科目竝ニ学科課程ノ変更

二 学生生徒収容人員ノ増減

ホ 入学資格ノ変更

ヘ 在学年限又ハ修業年限ノ変更

ト 技能者養成施設ノ設置竝ニ軍需要員ノ特殊指導

チ 教員ノ養成

リ 教育ノ進退

ヌ 其ノ他必要ナル事項

二 前項ノ命令ハ文部大臣之ヲ為スコト

三 第一項ノ命令ハ大学令、帝国大学令、高等学校令、専門学校令、師範学校令、中学校令、高等女学校令、実業学校令、青年学校令、私立学校令、其ノ他教育ニ關スル法令ノ規定ニ不拘之ヲ為スコトヲ得ルコト

四 養成所ノ管理者ニ対シテハ第一項ヲ準用スルコト

五 工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者ニ対

シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

イ 学校、養成所其ノ他技能者養成施設ノ設置

ロ 現ニ設置シアル技能者養成施設ノ整備拡充又ハ組織ノ変更

ハ 学校又ハ養成所ノ為必要ナル施設ノ提供

ニ 其ノ他技能者養成ニ關シ必要ナル事項

六 養成ヲ受クル者ノ雇傭主ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ

得ルコト

イ 養成ヲ受クル者ヲ学校、養成所其ノ他技能者養成施設ニ入

学又ハ入所セシムルコト

七 前三項ノ命令ハ當該主務大臣ニ於テ文部大臣ト協議ノ上之ヲ

為スコト

〔五一一〕

昭和十三年一月二十七日 傷痍軍人保護対策審議会答申

昭和十三年一月十七日 厚生大臣諮詢

諮詢第一号

傷痍軍人保護対策審議会

現下ノ情勢ニ鑑ミ傷痍軍人保護ノ為採ルベキ方策ニ付其ノ会ノ意見
ヲ諮詢

昭和十三年一月十七日

厚生大臣 候爵 木戸幸一

説明

今次事変ノ推移ニ伴ヒ多数ノ傷痍軍人ヲ生ジ從前ヨリノ傷痍軍人ニ併セ之ガ保護対策ノ樹立ハ真ニ重大ニシテ其ノ内容モ亦頗ル複雜多岐ヲ極ム 殊ニ傷痍軍人ノ多数ガ帰郷スルノ日モ目睫ノ間に追リタルヲ以テ事態ニ即応スル為慎重且急速ニ其ノ対策ヲ樹立スルト共ニ之ガ実地ニ付格別ノ措置ヲ講ジ以テ傷痍軍人保護ニ萬全ヲ期セザルベカラズ 而シテ戦死者遺族ノ保護対策ハ本対策ト関聯シテ考究樹立スルノ要アリト認ム

仍テ其ノ会ノ意見ヲ求ム

答申

今次事変ニ因ル多数ノ傷痍軍人及從前ヨリノ傷痍軍人ニ對スル保護対策ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ真ニ重要ナル問題ニシテ其ノ樹立ニ方リテハ深ク我國体ノ本義ニ稽ヘ指導精神ヲ確立シ且ハ過去ニ於ケル内外ノ経験ヲ參照シテ採長補短其ノ萬全ヲ期セザルベカラズ。惟フニ身ヲ挺シテ皇國ニ報ジタル傷痍軍人ニ對シテハ官民挙ツテ感謝ノ至情ヲ効シ此等ノ勇士ガ郷ニ在ツテ更ニ至誠奉公克ク国民タルノ本分ヲ尽スニ遺憾ナカラシムルヤウ優遇保護ノ方策ヲ講ズベキモノトス 此ノ趣旨ノ下ニ傷痍軍人ノ保護対策ハ其ノ動員前ノ状

態ヲ目標トシテ心身ノ恢復ヲ図ルト共ニ恩給ノ支給ニ加ヘテ傷痍軍人ノ社会的經濟的復活ニ資スル各般ノ措置ヲ執ラザルベカラズ。凡ソ傷痍軍人各自ノ傷病程度及其ノ境遇等ハ全ク各人各様ナルヲ以テ其ノ心身ノ状況ト希望トニ応ジ各種ノ地位職業ニ復活セシムルニハ個別ニ措置スルヲ旨トスベシ 又傷痍軍人ノ心理ニ鑑ミ一般国民ノ傷痍軍人ニ對スル心情態度ガ年月ヲ経ルニ従ヒ變化スルガ如キコトナキヤウ指導スルト共ニ傷痍軍人保護対策ガ恒久的ニ持続セラルルヤウ企画スペキモノトス 而シテ其ノ対策タルヤ一般ノ慈善救濟トハ趣ヲ異ニシ 何レモ國家トシテ常ニ為スベキ処ヲ尽スヲ以テ本義トス 素ヨリ其ノ成果ノ完璧ヲ期スル為ニハ民間ノ適切ナル協力ト相俟ツベキコト絮説ヲ要セズ。

以上ノ観点ニ基キ実施ヲ要スト認メラルル事項概ネ左ノ如シ。

一、優遇ニ關スル事項

傷痍軍人優遇ノ途ヲ講ズルニ方リテハ其ノ名譽ヲ重ンズルト共ニ苟モ将来弊害ヲ釀スガ如キコトナキヨウ留意スルコト

(一) 名譽ノ表彰

(イ) 軍人傷痍記章ヲ改正シテ名譽ト矜持トヲ表徴スルニ足ルモノタラシメ之ガ授与ヲ厳肅ニ行フコト尚之ニ開聯シテ傷痍軍人証ヲ携帶セシメ本人ノ身分ヲ明ナラシムルト共ニ傷痍軍人台帳ヲ設ケテ記章所持ヲ地方庁ニ登録シ優遇保護ノ徹底ニ資スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ門戸ニ全国一様ノ標示ヲ為スコト

(ハ) 死亡ノ際ニハ国トシテ弔意ヲ表スル途ヲ講ズルコト

(二) 各種ノ特典ノ付与

(イ) 国及公共團体經營ノ各種文化慰安施設ヲ無料ニテ利用セシ

ムルコト

(ロ) 国及公共団体ニ於テ隨時又ハ定期実施スル公式ノ廉アル祝

典会同等ニハ傷痍軍人参列方ヲ配慮スルコト

(ハ) 国有鉄道・其ノ他ノ鉄道・軌道・船舶等ノ利用ニ付適當ナ

ル優遇ヲ与フルコト

(三) 生活ノ保全

(イ) 恩給制度ヲ改正シ傷痍軍人及家族ノ生活保全ニ努ムルコト

(ロ) 身上相談所ヲ設ケ傷痍軍人ノ生活問題・家庭問題・職業問

題・配偶者問題等各般ニ亘リ之ガ指導援助ニ当ルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ子弟育英ハ心身不自由ナル傷痍軍人ノ重大関心

事ナルヲ以テ育英助成上適當ナル方策ヲ講ズルコト

(ニ) 家族ニシテ恩給法・軍事扶助法ノ適用ヲ受ケザル内縁ノ

妻等ニモ扶助ヲ徹底セシムルコト

二、教養教化ニ関スル事項

傷痍軍人ノ教養ヲ高ムルト共ニ一般国民ヲシテ永ク傷痍軍人ニ
感謝セシムルコト

(一) 傷痍軍人ノ教養

(イ) 一般的ニ素養ノ向上ヲ図リ傷痍軍人タルノ矜持ヲ保持シ國家

ノ恩遇ニ扭レズ模範ノ国民タルノ信念ヲ涵養セシムルコト

(ロ) 職業ニ精進スルコトニ因リ心性ヲ向上セシムル為職業教育

ニ重キヲ置クコト

(二) 一般国民ノ教化

傷痍軍人ニ対スル慰問感謝ノ徹底及持続ヲ期スル為左ノ方途ヲ
講ズルコト

(イ) 事変中ヨリ国民感謝運動ヲ起シ爾後毎年定期ニ感謝ヲ強調

シテ永ク之ガ持続ヲ図ルコト

(ロ) 国定教科書ニ「傷痍軍人」ノ事項挿入シ小国民ノ時ヨリ

趣旨ノ徹底ヲ図ルコト

(ハ) 一般国民ガ日常生活ノ間ニ於テ傷痍軍人ニ対シ常ニ温キ感

謝ヲ以テ良好ナル境遇ヲ為シヤウ適切ナル指導ニ努ムルコト

尚一般接客業者ニ対シテハ特ニ強調シテ其ノ趣旨ヲ徹底セシ

ムルコト

三、保健施設ニ関スル事項

各般ノ保護施設実施ニ方リテハ傷痍軍人ノ家庭生活ヲ顧慮シ可成其ノ現住地ニ於テ保護スルコトトシ施設ノ種類ニ依リ現住地ヲ離レテ収容スペキ場合ニ在リテモ家族關係ニ萬全ノ注意ヲ払フコト

(一) 医療

(イ) 物療科等ヲ伴フ保養所(温泉療養所)ヲ経営シ傷痍軍人ノ

心身ノ恢復ヲ図ルコト

右保養所ノ經營ノ外事宜ニ依リ一般保養施設・温泉旅館ノ
借上げ利用等ヲ図ルコト

(ロ) 傷兵院法ヲ改正シ特殊ナル重症者及頽齡者ニシテ家庭ニテ

医療介護ヲ為ス能ハザル者ノ医療介護ニ当ルト共ニ家庭ニテ
医療介護ヲ為シ得ル重症者ニ付テハ医療介護手当ヲ支給シ其ノ
ノ恢復医療ニ努ムルコト

(ハ) 結核・胸膜炎ノ患者ニ付テハ其ノ療養所ヲ經營スルコト

(ニ) 精神障礙者ノ治療収容ニ付テハ一般精神患者トハ取扱ヲ異

ニスル必要アル精神障礙者収容ノ療養所ヲ特設スルカ又ハ一
般病院ニ委託シテ特別ナル取扱ヲ為シ得ルヤウ考慮スルコト

(ホ) 傷痍軍人が隨時隨所ニ於テ医療ヲ受ケ得ルヤウ方途ヲ講ズ

ルコト

(二) 職業教育

(イ) 職業再教育施設ヲ枢要ノ地ニ設ケ高度ノ再教育ヲ施スモノトスルコト 此ノ場合ニ於テ本施設ヲ中心トシ事宜ニ依リ学校・工場・商店等ノ委託教育ヲモ併セ考フルコト

(ロ) 職業再訓練施設ハ大体各府県ニ分布シ主トシテ輕度ノ教育ヲ行ヒ素質ノ向上ニ努ムルコト 此ノ場合ハ施設ヲ特設スルヨリモ寧口既存ノ學校・試驗場・工場・商店等ヘノ委託訓練ヲ主トスルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ職業教育及就職ニ付テハ専門的ナル智識経験ヲ有スル職業顧問指導職員ヲ設置シ再教育及就職ノ指導ヲ為シ爾後ノ保護ニ当ラシムルコト

(二) 傷痍疾患ト適業トノ関係ヲ明ニシ職業教育及職業選択ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(ホ) 作業義肢及補助具ヲ支給スル為再教育施設ニ製作所ヲ附設シ更ニ各府県ニハ之ガ配給系統ヲ樹立シ併セテ義肢及補助具一般ノ修繕ニ當ルコト

(三) 職業保護

入當又ハ應召前職業ヲ有セシ者ハ原則トシテ原職ニ復帰セシムルノ方針ヲ採リ復帰シ得ザル者及從前職業ノ無力ナリシ者ニハ新職業ヘノ就職ヲ図ルコト 尚職業保護ニ付テハ家族ヲ一体トシテ考慮スルコト

(イ) 国及ビ公共團体ガ卒先使用スルハ素ヨリ民間産業界ヲシテ亦從前ヨリノ使用人ハ勿論然ラザル者ニ付テモ使用ノ途ヲ拓カシメ爾後ノ職業保障ニ遺憾ナキヨウ制度ヲ樹立スルコト 殊ニ傷痍軍人ノ傷痍疾患ニ適応セル作業方法及作業設備ノ改善ヲ実現スルコト

(四) 我ガ国ニハ自営業者多キニ鑑ミ之ガ適當ナル指導斡旋ヲ因

ルト共ニ許可認可営業ニ付優先的取扱ノ範囲ヲ拡張シ又資本ヲ要スル者ニ対シテハ生業資金ノ融通ヲ為スコト 更ニ販路顧客等ノ維持獲得ニ付テハ一般ノ支援ヲ求ムルコト

(ハ) 授產場・共同作業場ノ經營ニ付テハ特ニ獨占的ナル製品又ハ特定ノ販路アル製品ヲ生產スル場合ニ非ザルバ所期ノ目的ヲ達シ難キニ付充分考慮ノ上措置スルコト

(二) 職業紹介機関ニハ傷痍軍人ノ職業紹介ニ必要ナル専門的部門ヲ設クルコト

(ホ) 就職ニ關シ必要ナルトキハ能力検定証ヲ発給スルヲ得ル制度ヲ設クルコト

四、其ノ他

(イ) 傷痍軍人ノ相互修養及福利増進ノ為ニ大日本傷痍軍人会

ノ設立ヲ見タル處此ノ際一層其ノ活動ヲ促進スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ保護ニ關シテハ國ノ方策ニ即応シテ各種後援団体ノ活動ヲ促進スルコト

(ハ) 一部不良ノ行為アル者ノ為一般傷痍軍人ガ迷惑セザルヤウ其ノ取締ニ付適切ナル措置ヲ執ルコト

惟フニ傷痍軍人ノ保護ハ特ニ最モ敏速・懇切・的確ナルヲ要スルガ故ニ以上事項ノ具体的の実施ニ方リテハ中央地方ヲ通ジテ行政機構ノ整備拡充ヲ図ルノミナラズ殊ニ施設ノ組織運営等ニ付テハ旧來ノ觀念ニ因ハルコトナク最モ機宜ニ適スルヨウ格別ノ工夫ヲ講ズル要アリト認ム 其ノ参考案トシテ別紙帝国傷兵保護院要綱ヲ提示ス(要綱省略)

上説ハ傷痍軍人ニ関スル保護対策ナルモ之ト關聯シ併セテ実施ヲ
必要トスルハ戦死者及傷痍軍人遺族ノ保護対策ナリ

傷痍軍人保護対策トシテ掲ゲタル事項中

一 優遇ニ関スル事項

(一)ノ(イ)、(二)ノ(イ) (ロ) (ハ) (三)ノ(イ) (ロ) (ハ)

二 教養教化ニ関スル事項

(二)ノ(イ) (ロ)

三 保護施設ニ関スル事項

(三)ノ(イ) (ロ) (ハ)

四 其ノ他

(ロ)

ノ各項ニ付遺族ノ保護施設タルニ適當ナル変更ヲ加ヘテ実施シ更
ニ寡婦乳幼児等ノ保護施設ヲ考究実施スルヲ必要ト認ム

昭和十三年二月三日

(五ー三) 文 部 省 案 其ノ二

國家總動員法案要綱第二十四ニ関スル勅令案要綱(案)

第一 文部大臣ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ学校ノ管理者又ハ設立

者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

一 学校ノ種類ノ変更

二 学科ノ増設又ハ其ノ種類ノ変更

三 学科目並ニ学科課程ノ変更

四 収容人員ノ増減

五 入学資格ノ変更

六 在学年限又ハ修業年限ノ変更

七 技能者養成施設ノ設置並ニ技能者ノ特殊指導
八 技能者ノ養成ニ当ルベキ者ノ養成
九 教職員ノ進退
十 其ノ他必要ナル事項

前項ノ規定ハ官立ノ学校ニ對シテモ之ヲ適用スルコトヲ得ルモノ
トスルコト

第一 第一ノ規定ハ養成所ニ之ヲ準用スルモノトスルコト

第三 文部大臣ハ工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ
管理者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

一 学校、養成所其ノ他技能者養成施設ノ設置

二 現ニ設置シアル技能者養成施設ノ整備拡充又ハ組織ノ変更

三 学校又ハ養成所ノ為必要ナル施設ノ提供

四 其ノ他必要ナル事項

第四 文部大臣ハ技能者養成ノ為雇傭主ニ對シ被傭者ヲ学校、養成
所其ノ他技能者養成施設ニ入学又ハ入所セシムルコトヲ命ズルコ
トヲ得ルモノトスルコト

第五 第一乃至第四ノ命令ヲ為ス場合ニ於テハ文部大臣ハ關係大臣
ニ協議スベキモノトスルコト

第六 本令施行ノ為ニ必要ナル規定ハ文部大臣之ヲ定ムルモノトス
ルコト

(五ー四) 昭和十三年二月五日 職業紹介委員会答申
昭和十三年一月二十一日 発社第一号諮詢

諮詢第一号

職業紹介委員会

介所聯絡委員ヲ置クコトヲ得ルコト

現下ノ情勢ニ鑑ミ職業紹介制度ヲ別紙要綱ニ依リ改正セントス仍テ
其ノ会ノ意見ヲ諮詢

昭和十三年一月二十一日

厚生大臣 候爵 木戸 幸一

説明

我国現下ノ情勢ハ、国防、産業及社会上ノ諸政策ニ適応セシムル様
勞務ノ適正ナル配置ヲ図ルコト緊要ナリ殊ニ今次事変ニ伴フ軍需勞
務ヲ円滑ニ充足シ、事變ニ因リテ生ズベキ失業者ノ職業転換ヲ容易
ナラシメ、復員ニ伴フ帰郷軍人ノ就職斡旋ニ遺憾ナキヲ期シ、更ニ
生産力拡充ニ必要ナル労働力ノ需給ヲ適切ナラシムルコトハ目下喫
緊ノ要務タリ而シテ之ガ実現ノ為ニハ現行職業紹介制度ヲ根本的ニ
改正シ其ノ機能ヲ拡充強化スルコト緊要ナリト認ム

(別紙)
職業紹介制度改正要綱

第一 労務ノ適正ナル配置ヲ図ル為職業紹介事業ハ原則トシテ政府
之ヲ管掌スルコト
第二 政府ノ管掌スル職業紹介事業ニ於テハ職業紹介ノ外職業指導、
職業補導其ノ他職業紹介上必要ナル事項ヲ行フコトヲ得ルコト
第三 職業紹介事業ヲ行フ為道府県枢要ノ地ニ職業紹介所ヲ設ケル
コト
必要ニ応ジ日雇労働其ノ他特定ノ職業紹介ノミヲ取扱フ専門ノ
職業紹介所ヲ設ケルコト
第四 職業紹介事業ノ執行ヲ便ナラシムル為市(六大城市ニ在リテ
八区)町村長ヲシテ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ掌ラシメ且職業紹

答申

昭和十三年一月二十日発社第一号ヲ以テ諮詢相成候職業紹介制度改
正要綱慎重審議ノ上別紙ノ通り決議及答申候也

決議

原案を適当ト認ム

希望決議

職業紹介制度ノ改正ハ、我国現下ノ情勢ニ鑑ミ最モ時宜ヲ得タル方策ト認ムルモ、之ガ実施ニ當リテハ左記ノ諸点ニ付留意セラレントヲ希望ス

一、職業紹介事業ノ運用ニ関スル事項

職業紹介事業ノ運営ニ付テハ職業紹介委員会、職業紹介地方委員及職業紹介所聯絡委員ノ活用其他適當ノ方途ヲ講ジテ民間トノ密接ナル聯繫ヲ保チ其ノ運用ヲ實際的ナラシムルニ努ムルコト

二、聯絡統制機関ニ関スル事項

職業紹介ノ聯絡統制ヲ最モ有機的ナラシムル為、中央ニハ強力ナル一局又ハ外局ヲ設ケ、地方ニハ數府県ヲ統轄スル地方的統制機関ヲ特設スルカ又ハ中央機関ニ専任ノ係官ヲ置キ現業的指導ニ当ラシムル等ノ措置ヲ講ズルコト

三、職員ニ関スル事項

第一線機関タル職業紹介所職員ノ資質ニ留意シ広ク適材ヲ起用スルノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ職員養成ノ機関ヲモ設ケ、其ノ資質向上ニ努メ、又永ク斯業ニ専念シ得ル様之ガ優遇ノ途ヲ講ズルコト

四、民間事業ノ統制ニ関スル事項

民間ノ職業紹介事業並之ガ類似業ノ統制ニ關シテハ産業労働両方面ノ実情ヲ充分參酌シ労務需給ノ円滑ヲ欠クコトナキヲ期スルコト

五、教育機関トノ聯絡ニ關スル事項

職業紹介機関ハ、産業界ト最モ緊密ニ接觸シ其ノ労務需給ノ情況ヲ知悉スルヲ以テ常ニ教育機関トノ聯絡ヲ保チ實業教育ヲシテ産業界ノ要望ニ可成一致セシムル様努ムルコト

〔五ー五〕 昭和十三年五月三十一日 商工省生産管理委員会報告

（生一二五）

報告文

昭和十三年五月三十一日

商工大臣 池田成彬殿

商工省生産管理委員会々長 山下興家

近時ノ工業ハ、実ニ日進月歩デアツテ、大工場ノ発達ニ伴ツテ、中小工場モ益々増加シ夫々ノ分野ニ於テ発達シツ、アリマス。然ルニ我国ノ工業ニ關シ現今ノ教育ヲ見ルト、カ、ル速カナ進歩發展ニ遠ク置キ去ラレ、工業教育卒業者ノ数毎年實際ノ要求ヲ満タシ得ナイバカリデナク、其ノ少數ノ卒業者モ概シテ今日ノ工業界ノ實際ノ要求ト甚ダシク懸ケ離レテ居ル現状デアリマス。仍テ我国ノ工業ヲ将来一層進歩發達サセルタメニハ、工業教育ノ改善ガ根本問題デアリ、其ノタメニハ、實業界ガ教育者ト協力スルコトガ必要ト信ジマス。ソコデ本委員会ハ、我国工業ノ健全ナ發達ヲ希ウタメニ、工業教育ヲ中心トシテ我国ノ教育制度ヲ如何ニ改善スベキカニツイテ其ノ欠陥ヲ指適シ、具体的対策ニ付慎重審議シマシタ結果、別冊ノ如キ成案ヲ得マシタカラ、茲ニ之ヲ報告致シマス。

工業教育ヲ中心トシテ見タ
我國教育制度ノ改善

目次

二、要旨	
A	本提案ヲ必要トスル理由 本提案ノ詳細ナル説明
(1)	入学試験制度ノ改善 弊害ノ起ル理由
(2)	試験前ニ志願者ヲ抽籤デ配分スル方法
(3)	専門学校以上ノ場合
(4)	中等学校以下ノ場合
(5)	効果
(6)	反対説ノ吟味
B	学歴偏重ノ矯正
C	工業教育卒業者ノ需給ノ均衡
D	大学及ビ実業専門学校ニ於ケル教育方法ノ改善 実習方法ノ改善
E	教授方法ノ改善 学制ノ改正 中等工業学校ニ於ケル教育方法ノ改善 目的ノ確立 学校ノ増設 教師ノ改善 教授方法ノ改善 教科書ノ改善

F	青年学校ニ於ケル新教育方法ノ確立	(6)
(7)	実習ノ改善	
G	夜学制度ノ確立	
H	技術者ニ対スル実習課程ノ確立	
I	工場附属学校ノ改善	
(1)	工場ト学校ノ教育トノ間ニ密接ナ 連絡ガ欠ケテ居ル	
(2)	実習要目ヲ改善スル必要ガアル	
(3)	中小工場ノ職工教育機関ガ必要デアル	
附録		
一、	アメリカ合衆国ニ於ケル工科大学々科目改正意見	
二、	アメリカ合衆国ノ工科大学ニ於ケル実習化（Cooperative Engineering Course）ノ概要	
三、	主要産業国ノ工業教育制度大要	
A	概観	
B	フランス	
C	イギリス	
D	ドイツ	
E	イタリー	
F	ソヴェト聯邦	

200 193 166 126 101 98 97 74 65 63 61 60 60 58 56 55 52 52 50 49 47 46 44

四、我國ニ於ケル工場附属職工学校ノ実例

- A 日立亀戸青年学校
- B 川崎東山学校
- C 私立住友職工養成所
- D 東洋紡績株式会社教育所
- E 東京府機械工養成所
- F 大阪府実業教育協会ノ概要
- G 諸外国ニ於ケル工場附屬職工学校ノ実例
- H アメリカ合衆国
- I ドイツ
- J イギリス

376 327 319 318 314 289 270 264 221 212 211

〔五ー六〕 昭和十三年七月二十五日 実業教育振興委員会答申

昭和十二年十一月 文部大臣諮詢第二号

事局ニ対処スベキ実業教育方策如何

説明

我ガ国ノ産業ハ、最近數年間ニ著シキ発達ヲ遂ゲ、略々高度産業國トシテノ体様ヲ整ヘマシテ、国防上国民経済上極メテ有利ナル状態ニ到達シタノデアリマスガ、支那事變ノ勃発ト共ニ、内外の形成容易ナラザル事情ニ立到リマシタノデ、是ニ対処スル為ニ、機ニ臨ンデ諸種ノ方策ヲ講ズルコトノ必要ヲ生ズルニ至リマシタコトハ皆様御承知ノ通リデアリマス。実業教育ニ於キマシテモ、差当リ軍需工業ヲ中心トル機械工業、化学工業、電氣工業、採鉱冶金業及海運業等ニ於ケル実務者欠乏ノ実情ニ鑑ミマシテ、第七十議会ノ協賛

ヲ經、本年度ヨリ実務者短期養成ノ応急施設ヲ講ジタノデアリマスガ、時局ノ進展ト共ニ、文部省ト致シマシテ更ニ幾多ノ考慮スペキ問題ガ簇出スルデアラウト存ズルノデアリマス。

殊ニ今回ノ事変ハ、何レ遠カラズ何等カノ解決ニ到達スルコトト存ジマスガ、然シ、是レニ依ツテ惹キ起サレマシタ國際関係ハ、今後益々多難ナモノニナルデアラウト思ハレマスノデ、寧ロ事變後ニ於テコソ更ニ重大ナル時局ガ到来シ、而モソレガ相当長期ニ涉ルコトヲ覺悟シナケレバナラヌノデワナイカト思フノデアリマス。随ツテ、国防上ヨリ見マシテモ、國民經濟ノ上ヨリ見マシテモ、外圏ノ状勢ニ応ジ、産業的ニ之ニ備フル用意ガナケレバナラヌ筈デアリマス。仍ツテ之ニ対応シテ実業教育ニ於テモ農、工、商、水産、商船等ノ各部門ニ涉リ、夫々如何ナル方策ヲ採ルベキカハ大イニ考慮ヲ要スル点デアラウト存ジマスノデ、皆様ノ御意見ニ基キマシテ、適切ナル具体的対策ヲ講ジタイト思フノデアリマス。

就キマシテハ、実業教育ト致シマシテ最モ考慮スペキハ、今後産業ニ從事スルモノノ質ト量トノ問題デアリマス。兎角從来ニ於テハ産業界ト教育界トノ間ニ連繋ガ乏シカツタノデアリマシテ、其ノ結果、教育ニ依リ養成スル者ハ、其ノ質ニ於テ産業ノ実情ニ添ハザル憾ガアツタコトハ事実デアリマス。併シナガラ、我國ノ産業ガ既ニ今日ノ如ク高度ノ発達ヲ遂ゲマシタ情況ノ下ニ於テハ飽クマデ産業發展ノ実情ニ即シテ、其ノ質ニ於テ精銳ナル人物ヲ養成シナケレバ、興隆止マザル我國ノ産業ヲ負荷セシムルコトガ出来ナイ状勢ニ在ルノデアリマス。

然ラバ我國ノ産業ハ将来ニ於テ如何ナル方面ニ如何ナル発達ヲ遂ゲルデアリマセウカ、其ノ見透シニ基キマシテ、夫々如何ナル質ノ人物ガ如何ナル量ニ於テ需要セラレルデアリマセウカ、本委員会ノ

御意見ヲ伺ヒタイト存ズルノデアリマス。斯ノ如ク産業ノ大局ニ関シ将来ニ涉ル重大ナル問題ハ、各方面ノ実務ヲ鞅掌セラル、皆様ノ御判断ニ挨ツコトガ最モ適当ト存ジマスルノデ、此ノ点ニ就テ十分ナル御審議ガ願ハレ、バ誠ニ仕合セト存ズル次第デアリマス。

尚御質疑等ガゴザイマスナラバ何卒御腹蔵ナク御質シ下サイマシテ十分ニ審議ヲ尽シ下サル様御願イ申上グマス。

答 申

我ガ国ハ未曾有ノ時局ニ当面シ國力ヲ挙ゲテ時艱ノ克服ニ邁進シツツアリ実業教育ハ之ニ対処スルニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ益々重大性ヲ加ヘツ、アル我ガ国ノ國際的地位ニ鑑ミ之ニ備フル方策ヲ講ズルヲ以テ喫緊ノ要務トス本委員会ハ諮詢第二号ヲ審議スルニ當ツテ特ニ此ノ点ニ留意セリ、尚実業教育振興ノ一般の方策ニ就テハ曩ニ諮詢第一号ニ對シ答申セルヲ以テ政府ハ宜シク両答申ヲ併セ考慮シ適切ナル方策ニ出デラレンコトヲ希望ス

実業教育ノ指標ニ関スル事項

実業教育ハ国策ニ準拠シ国内生産力ノ拡充ニ力ヲ致スト共ニ我ガ國ノ世界的發展ニ備ヘ特ニ日満支經濟一体ノ確立ヲ期シ之ガ計画運用ノ途ヲ講ズルコト

学校教育ニ関スル事項

一、時局ニ鑑ミ産業發展ノ趨勢ニ適合スルヤウ実業学校ヲ全面的ニ増設拡充スルコト
二、大学、実業専門学校及中等実業学校ニ於ケル各学科ハ産業ノ實情ニ即シテ検討ヲ加ヘ学科ノ分化、綜合竝ニ学科課程、教科内容等ノ刷新ヲ行フコト

三、大学及実業専門学校ヲシテ其ノ独自ノ使命ニ鑑ミ産業ノ實際ニ

即スル研究ヲ行ハシムル為研究機構ヲ拡充スルコト

四、実業学校教員養成機関ヲ整備シ学資給与等ノ方法ニ依リ人材ヲ集ムルト共ニ再教育施設ヲ拡充シ其ノ資質ヲ向上セシメ且學校教員員ノ待遇ヲ改善スルコト

五、大学実業専門学校、中等実業学校及青年学校ニ於テハ相互間ノ連絡ヲ密接ナラシメ上級學校ノ下級學校ニ対スル指導力ヲ強化スルコト

六、学校ト産業トノ連繋ヲ一層緊密ニシ相互援助シ各其ノ職能ヲ發揮スルニ努メシムルコト

産業自体ニ於ケル教育ニ関スル事項

実務ニ從事スル青少年ニシテ実業学校教育ヲ受ケザル者ニ対シ產業人トシテノ教育ヲ施ス為左記ノ事項ヲ実施スルコト

(一) 青年学校就學期間ニアル産業從事者ニ對シテハ青年学校ニ就學セシムル外雇傭者ヲシテ青年学校ト連関シテ産業ノ実務ニ関スル教育指導ヲ行ハシムルコト

(二) 産業ニ於ケル青少年ノ教育及指導ニ當ル者ハ其ノ資質ニ於テ相当資格アル者ヲ以テスルコト

教育行政ニ関スル事項

一、実業教育ヲシテ産業振興ノ国策ニ順応セシムルヤウ中央及地方ニ於ケル実業教育行政機構ヲ統制拡充スルコト

二、産業ノ種別ニ応ジ専任督学官、視学官、視学等ノ増員ヲ行フト共ニ其ノ任用資格ヲ拡張シ広ク産業ニ関シ識見アル人物ヲ求メ其ノ指導力ヲ充実シ実業教育ヲシテ適切ニ其ノ効果ヲ發揮セシムルコト

農業教育ニ関スル事項

一、国内ニ於ケル農林業經營ノ改善ニ応ジ又大陸ニ於ケル農林業開

発ニ任ズル人材ヲ養成センガ為各段階ノ斯教育ヲ全面的ニ拡大スルコト

コト

二、農林業經營ノ改善ニ資スル為農林業經濟ノ合理化、有畜農法ノ強化、獸医事衛生ノ普及機械化ノ促進、農山村工業ノ振興等ニ関スル教育ニ留意スルコト

コト

三、農業専門学校及中等農業学校ニ於テ特ニ移植民ニ関スル研究訓練ヲ行ハシメ關係當局ト緊密ナル連絡ヲ保チ移植民ノ指導ニ任ズベキ者ノ養成ヲ図ルコト

コト

四、新ニ拓殖専門学校ヲ設置シ海外開拓ニ當ル技術者ノ養成ニ力ムルコト

コト

工業教育ニ關スル事項

一、工業教育機關ハ全般的ニ拡充整備スル必要ヲ認ムルモ時局対策

トシテハ左記工業部門ノ技術ニ携ハル各段階ノ人物ノ育成ニ特ニ留意スルコト

(一) 機械工業 特ニ工作機械、自動車、航空機竝ニ化学工業用機械ニ關スル工業

コト

(二) 艦船工業

(三) 採鉱及冶金工業

(四) 化學工業 特ニ燃料電氣化學有機合成ニ關スル工業

(五) 電氣工業 特ニ電氣通信

二、満支ノ資源開發ノ為、特別ノ工業教育ヲ必要トシ特ニ採鉱土木等ニ關シ之ニ適応スル教育ヲ施スコト

コト

三、中小工業ノ振興ヲ図ル為左記事項ニ留意スルコト

(一) 地方産業ニ即シテ低度工業学校ヲ増設スルコト

(二) 工業ニ關スル組合ヲ利導シテ從業員ノ教育ニ努メシムルコト

(三) 大企業ヲシテ密接ナル關係ニアル中小企業從業員ノ教育指導

ニ尽力ヲセシムルコト

(四) 必要ナル個所ニ工業専門學校ヲ增設シ單科學校ノ設置ヲ考慮スルコト

差当リ東京、大阪ニ内容充実セル工業専門學校ヲ設置スルコト

商業教育ニ關スル事項

一、商業ニ關スル諸教育機關ヲ拡充増設シ特ニ外國貿易ノ振興ニ重キヲ置クコト

二、商業教育ハ特ニ左記事項ニ留意スルコト

(一) 訓練ニ於テハ強健ナル体軀ト進取ノ氣象ヲ養ヒ祖國ヲ愛スルト共ニ移住地ノ副利發展ヲ念トシ融和協調ノ精神ヲ涵養スルコト

ト

(二) 学科目ニ於テハ特ニ我ガ經濟發展ノ対象トナル地域ニ關スル知識ヲ与フルコト

(三) 外國語ハ實用ニ重キヲ置キ英語ノ外支那語、和蘭語、馬來語、西班牙語、葡萄牙語等ニ付選択教授スルコト

(四) 教員及生徒ノ現地見学ヲ獎励シ卒業者ニ対スル現地教育機關ヲ整備スルコト

四、商船教育ニ關スル事項

一、商船教育ノ制度及内容ヲ改善充実スルコト

二、商船學校ニ於ケル機關科生徒ノ定員ヲ増加スルコト

三、普通海員養成機關ヲ整備シ特ニ其ノ精神訓練ニ重キヲ置キ再教育組織ヲ強化スルコト

四、海事思想普及徹底ニ一層努ムルコト

水產教育ニ關スル事項

一、時局ニ対応スル為此ノ際特ニ水產ト國民ノ栄養、國際貸借竝ニ海外發展トノ關係ニ付國民ノ認識ヲ徹底セシメ当事者ノ自覺ト努

力ヲ促スコト

答申
発失委第九号
昭和十三年八月十八日

二、各段階ノ水産教育機関ヲ増設シ特ニ水産加工、水産化学、水産
経済等ニ関スル学科ヲ創設拡充スルコト

三、漁村並ニ水産業ノ刷新発展ヲ図ル為左ノ事項ヲ実施スルコト
(一) 地方ノ実情ニ適スル低度水產学校ノ設置

(二) 水產青年学校ノ普及並ニ其教育内容ノ改善

(三) 水產青年学校教員ノ養成

(四) 海軍予備員制度ノ拡充

(五) 漁船々員特ニ遠洋漁業並ニ在外漁業従業員ノ資質改善ニ關ス
ル施設

答申ニ關スル件

昭和十三年八月一日厚生省発職第四四号ヲ以テ諮詢相成候支那事
變特ニ今次ノ物資動員ニ伴ヒ發生スペキ失業ノ防止及救濟ノ為施為
スペキ方策ニ關シ慎重審議ヲ遂ゲ別紙ノ通決議及答申候
追テ右委員会ニ於ケル特別委員長報告要旨一部御参考迄ニ添付致
候

答申

〔五〕昭和十三年八月十八日 中央失業対策委員会答申
昭和十三年八月一日 発職第四四号諮詢
問

中央失業対策委員会

厚生省発職第四四号
支那事變特ニ今次ノ物資動員ニ伴ヒ發生スペキ失業ノ防止及救濟ノ
為施設スペキ方策如何

昭和十三年八月一日

厚生大臣 候爵 木戸幸一

説明

今次ノ物資動員ノ強化ハ支那事變ニ伴ヒ國家當面ノ急務トシテ已
ムベカラザルニ出デタルモノナルヲ以テ之ニ因リ發生スペキ失業ノ
防止及救濟ニ当リテハ宜シク國民ノ理解ヲ深メ協心戮力積極的ニ時
艱ヲ克服スルノ精神ヲ根基ト為スペキハ言フヲ挨タザル処ナルモ其
ノ影響スル処ハ極メテ広汎且多岐ニ亘リ而モ事態ノ推移ニ依リテハ
相當深刻ナラントスルノ虞アルヲ以テ政府ハ速ニ各種産業ノ維持繼
続ノ方途ヲ講ジテ失業ノ防止ニ力ヲ致シ其ノ維持繼續ノ困難ナルモ
ノニ対シテハ転業又ハ就職ノ指導斡旋ヲ為ス等事態ニ応ジテ之ガ防
止救濟ニ万全ヲ期シ以テ举国一致長期戰時態勢ヲ堅持セザルベカラズ
如上ノ方針ニ基キ物資動員ニ伴フ失業ニ対スル應急対策トシテ別
紙要鋼ニ掲タル諸方策ノ急施ヲ緊要ナリト認ム

失業対策要鋼

第一一般方策

支那事變特ニ今次強化セラレツタル物資動員ノ為其ノ關係産業方
面ニ於テハ多數ノ失業者ヲ出スベキ状勢ニアリ拳国一致持久ノ態勢
ヲ堅持スルノ要益緊切ナルノ秋ニ之ガ防止救濟ハ焦眉ノ急務トス

右ニ關スル有効適切ナル方策ニ付審議アラムコトヲ望ム

一、精神的指導

国民精神総動員ノ趣旨ニ鑑ミ殷賑産業関係者ニ対シテハ自重自制ヲ促スト共ニ積極的ニ失業ノ防止救済ニ協力セシメ不振産業關係者ニ対シテハ堅忍持久自力更生ノ意氣ヲ振作セシメ舉国一致時艱ヲ克服スル様指導スルコト

二、軍人遺族家族等ニ対スル斡旋保護

軍人遺族家族並帰郷軍人ニシテ失業スルノ虞アル者ニ対シテハ特ニ斡旋保護ニ遗漏ナカラシムルコト

三、対策実施機構ノ整備

中央及地方ニ於テ対策ノ樹立並実施ニ關スル機関ヲ整備シ且関係各部門ノ有機的聯絡組織ヲ設クルコト

第二 失業防止方策

一、事業ノ維持及転換

失業防止ノ為ニハ現在ノ事業ヲ可及的ニ維持スルコトヲ主眼トシ必要ニ応ジ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ転スルコト之ガ為左ニ掲タル如キ施設ヲ講シ必要ニ応ジ補助金ノ交付等ニ依リ之ヲ促進スルコト

(一) 註文ノ配分及調整

官庁、陸海軍作業庁等ノ発註ハ能フ限り之ヲ不振産業ニ分散セシムルト共ニ軍需産業其ノ他殷賑産業ニ於テモ簡易ナル部品、材料等ハ成ルベク之ヲ不振産業ニ下請セシムル様指導スルコト

(二) 原材料ノ補給

(イ) 不振産業ニ対シ速ニ原材料タル代用品補給ノ円滑ヲ図リ必要ニ応ジ其ノ配給統制ヲ行フコト

(ロ) 原材料ノ代用品利用ヲ促進スル為研究機関ノ動員、発明奨励、代用品生産ノ獎励及使用ノ普及ヲ図ルコト

(ハ) 輸出品ノ副原材料ノ供給ヲ確保スル為必要ナル措置ヲ講ズ

ルコト

(三) 技術及經營ノ改善

中小不振産業ノ維持ヲ圖ル為能フ限り之ヲ組織化シテ共同設備ノ設置、共同受註、代用品共同購入等ヲ行ハシムルト共ニ其ノ技術並經營ノ指導ヲ為スコト

(四) 転換ノ助成

(イ) 中小不振産業ノ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ転換ヲ圖ル為成ルベク事業者ヲ組織化シテ必要ナル共同設備ノ設置其ノ他ノ共同施設ヲ行ハシムルコト之ガ為必要ナル機械其ノ他ノ資材ハ之ヲ優先的ニ供給シテ転換ヲ促進スルコト

(ロ) 事業ノ転換ノ為技術指導員ノ設置其ノ他技術指導ノ為必要ナル施設ヲ講ジ転換ノ便宜ヲ圖ルコト

(ハ) 輸出産業ヘノ転換ヲ促進スル為新種目ノ輸出品ノ研究指導獎励ヲ為スノ外新製品ノ海外販路開拓ノ為必要ナル施設ヲ講ズルコト

(五) 資金ノ融通

(イ) 事業ノ維持又ハ転換ノ為必要ナル組合ノ事業資金ヲ融通スルコト

(ロ) 事業主ニ対シ其ノ事業ノ維持又ハ転換ニ必要ナル資金ヲ融通スルコト

(六) 相談機関ノ整備

事業ノ維持又ハ転換ノ相談ニ応ズル為商工相談機関ノ整備拡充ヲ圖ルコト

二、解雇調整

失業者ヲ生ズル虞アル産業ニ在リテハ就業時間ノ短縮、休日ノ増加等ノ方法ニ依リ能フ限り失業者ヲ出サザル措置ヲ講ジ不得已

解雇ヲ為スニ當リテハ從業者ノ個人的事情ヲ斟酌シテ解雇ノ順位ヲ附スル等ノ方法ニ依リ一時ニ多量ノ失業者ヲ出サザル様努ムルコト

第三 失業救済方策

一、就職斡旋

職業紹介機関ハ關係方面ト緊密ナル聯絡ヲ図リ特ニ就職斡旋ニ關シ萬全ノ措置ヲ講ズルコト

職業紹介所ニ於テハ事業主ヲシテ予メ解雇セントスル人員、解雇ノ時期、解雇ノ順位等ヲ申出デシメ一方離職後直ニ就職セシメ得ル様軍需産業其ノ他需要アル方面ニ積極的ニ雇傭口ノ開拓ヲ為シテ迅速円滑ナル就職ヲ図ルコト

就職ノ為移動ヲ要スル者ニ対シテハ必要ニ応ジテ旅費、支度金ノ立替ヲ為スノ外宿舎ノ新設又ハ斡旋ニ努ムルコト必要ニ応ジ職業紹介機関ヲ拡充シ専門ノ部門ヲ設クルコト

二、殷賑産業ノ雇傭勧奨

軍需工業其ノ他殷賑産業ニ対シテハ交替制ヲ採用スル等ノ方法ニ依リ速ニ能フ限り雇傭ノ量ヲ増加スルト共ニ其ノ採用標準等ヲ緩和シテ失業者ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

三、職業補導施設

失業者ノ就職ヲ容易ナラシムル為職業紹介所ノ職業補導施設ヲ拡充スルコト

公私團体等ノ職業補導施設ノ拡充又ハ新設ヲ為サシムルノ外民間事業場等ニ委託シ各種ノ補導ヲ行ハシムルコト

四、授産施設

年齢、前職關係等ヨリシテ他ニ転職スルコト困難ナル者ノ生活

保護ノ為公私團体ノ授産施設ヲ拡充又ハ新設セシメ官公署並軍需產業ト聯絡シ其ノ発註品及其ノ他ノ生産ヲ為サシムルコト
右ノ場合直ニ市場ニ消化シ得ザルモノヲ生ジタルトキハ政府ニ於テ買上グル等ノ方途ヲ講ズルコト

五、内職ノ助成

失業者及其ノ家族ノ生活保護ノ為軍需關係其ノ他ノ下請品ノ内職ヲ斡旋指導スルコト

必要ニ応ジ協同作業組合等ヲ組織セシメ取引ノ統制材料ノ配給技術習得等ニ關シ指導助成スルコト

六、帰農ノ勧奨

軍需工場等ニ転職シ得ザル失業者ニ付テハ其ノ個人的事情並帰郷先ノ状況ニ依リ帰農スルヲ適當ト認メラル者ニ対シ之ガ斡旋指導ヲ為スコト

七、移住奨励

移民ニ適スル者ニ付テハ移住ヲ奨励シ必要ニ応ジ移民訓練所等ヲ設クルコト

八、官公営事業等ニ依ル救濟

官公署及官公営事業ニ出来得ル限り失業者ヲ吸収セシメ更ニ失業ノ情勢ニ応ジ土木事業、開墾事業、造植林事業等ニシテ動員物資ヲ使用セザル失業応急事業ヲ興スコト尚労働奉仕ノ実施ニ当リテハ失業者ノ就職ニ支障ヲ來サザル様考慮スルコト

九、一般救護ニ関スル施設

他ノ方策ニ依リ救済スルコト能ハザル者及其ノ家族ニ対シテハ生業扶助、生活扶助又ハ医療等各種救護ノ方途ヲ講ズルコト
右ノ場合社会事業団体、方面委員其ノ他各種社会施設ノ活動ヲ促スコト

十、前各項ノ実施ニ當リ政府ハ必要ニ応ジ予算ヲ計上シ又ハ資金ノ融通ヲ為スコト

昭和十三年八月二十二日

〔五ー八〕 協調会徒弟問題研究会

基幹的熟練工ノ重要性トソノ養成ニ就テ

一、緒論

基幹的熟練工トハ、機械工場ニ於テ、中堅職工乃至幹部職工トシテ、最モ重要ナル役割ヲナン、其ノ從事スル職種ニ屬スル各般ノ作業ニ遭遇セル際、指導者ナクシテ、単独ニ之ヲ遂行シ得ル技能ト判断力トヲ有スル職工ヲ指ス。即チ自ラ最モ得意トスル或種ノ技能ニ卓越スルノミナラズ、其ノ職種ニ包含サルル各種作業ヲ一通り修得シ、之ニ関スル綜合的知識技能ヲ有スル多能職工ノ謂デアル。而シテ、基幹的熟練工ハ製作ノ中核トナリ、分業工ヲ率イテ設計考案ノ生産化、製品ノ仕上、作業方法ノ改善、精度ノ保持ニ当ルモノデアル。

ダ遺憾トスルトコロデアル。

大量生産ノ要件トシテ機械ノ専門化、作業ノ細分化、単純化ガ提唱実施サレテヨリ以来、基幹的熟練工ノ數ガ激減シタカニ想像サレタガ、事実ハ之ニ反シ、爾余ノ職工ニ對シテ、一定ノ比率ヲ以ツテ増加シ、時ニ却ツテソノ比率ノ增加ノ傾向サヘ示シテイル。最近ニ於ケル我ガ国ノ生産力拡充ニ際シテモ、產業界ニ於テ最モ強ク要求サレ、ソノ不足ヲ痛感サレテイル者ハ、實ニ上記ノ意味ニ於ケル熟練工デアル。勿論數ニ於テハ特種ノ業種或ハ一作業ニノミ堪能ナル分業工、半熟練工ガヨリ多ク需要サレテイルコトハ事実デアルガ、而モナオ生産ノ中心ヲナス者ハ依然トシテ基幹的熟練工デアリ、分業工、半熟練工ハソノ補助的作用ヲ當ムニ過ギナイノデアル。蓋シ

現在ノ如キ高度ノ分業化作業ニ於テモ、左記ノ如キ作業ハイズレモ綜合的知識技能ヲ有スル基幹的熟練工ニヨツテノミ為サレルモノダカラデアル。

- (イ) 分業工ノ製作ニカ、ル部分品ノ組立調整及其ノ製品ノ精度性能ノ保持

- (ロ) 各種工作機械其ノ他重要機械類ノ据付調節

- (ハ) 各種ノ修繕作業

- (ニ) 分業工ノ使用スルジグ、ゲージ、押型、落シ模型、刃物等、工具類ノ考案製作

- (ホ) 新規マタハ突発的作業ノ遂行

- (ヘ) 分業工ノ指導

然ルニ我ガ国ニ於テハ、最近ニ於ケル熟練工ノ欠乏ニ対シ、分業工或ハ半熟練工ノ應急的養成方策ハ樹立サレタガ、基幹的熟練工ノ養成ニツイテハ、未ダ何等ノ具体策モ講ゼラレテイナイコトハ、甚

将来基幹的熟練工タルベキ徒弟ノ養成ヲ義務ヅケ、著シキ効果ヲ収メテイルガ、之ニ反シ、我国ニ於テハ未ダ一定ノ方策ナク、徒弟ノ保護教育ノ上ヨリ不備ノ点ガ決シテ尠クナイ。

元来基幹的熟練工養成ノ方法トシテハ、現在ニ於テモ尚合理的ニテ完全ナル徒弟制度ニヨルヲ捷径トシ、此ノ制度ニヨル時ハ、最モ経済的ニ、且ツ普遍的ニ実効ヲアゲルコトガ出来ル。歐米ノ先進工業国ガイズレモ徒弟制度ノ整備充実ニ多大ノ努力ヲ払ツテイルノモコレガ為デアル。

我ガ国ニ於テハ、一部大規模工場ニ於テ、經營上ノ必要ヨリ、熟練工養成ヲ目的トスル見習工制度ヲ設クルモノアルモ、ソノ數極メテ少數ナルノミナラズ、屢々自個ノ利害ニ捉ワル、コト多ク、中小工業ニ於テハ、依然トシテ旧式ナル徒弟養成法ガ慣行サレ、系統的、能率的、学理的ニ知識技能ヲ修得スル機会ナク、且ツ徒弟ノ教護保健ノ上ヨリ見テ遺憾ノ点ガ尠クナイ。

茲ニ於テ向後我国産業ノ質的变化ニ備エ、技術水準ヲ急速ニ高メ、生産力ノ拡充ヲ期シ軍備ノ充実ヲ図ランガタメニハ、之ヲ從来ノ如ク企業各自ノ恣意ニ委ネルコトナク、先づ政府ニ於テ速ニ一定ノ方策ヲ樹立シ、包括的養成規準ヲ示シ民間ノ協力を求メ、以ツテ官民一致基幹的熟練工ノ養成ニ当ルコトガ刻下ノ急務デアル。

二、基幹的熟練工養成ノ必要ナル諸理由

一、我ガ国産業ノ質的転換 我ガ国ノ産業ハ向後益々量ヨリ質ニ、粗ヨリ精ニ移行セザレバ、ソノ発展ヲ期シ得ザル運命ニアリ。イマ試ミニ、最近数ヶ年間ニ於ケル我國工業ノ構成變化ヲ見ルニ、昭和七年滿洲事変ノ勃発後急激ナル編成替ガ行ハレ、機械器具、金属等ノ重工業ノ比重ガ急速ニ増大シタ。スナワチ、商工省工場統計表ノ

示ストコロニヨレバ、昭和四年ヨリ昭和十一年ニ致ル七個年間ニ於テ、全工業生産額ノ中ニ占ムル紡績工業ノ比重ハ、三八・八%ヨリ一三・一%ニ、金属ハ八・九%ヨリ一七・三%ニ、右両者ヲ合シタル重工業部門ハ一七・七%ヨリ三〇・四%ヘト増大シ、紡織工業ヲ遙カニ凌駕スルニ至ツタ。

カクノ如ク、我ガ国産業機構ニ於ケル重工業ノ相對的地位ハ急激ニ上昇シツ、アルガ、ソノ技術的水準ハ、歐米ノ先進工業国ニ比シ遙カニ低イ。コノ事実ハ我國ノ機械器具類ノ貿易内容ノ一瞥ニヨツテモ明瞭デアリ、輸出ガ概シテ粗製品乃至下級品デアルノニ反シ、輸入ハ高級品精密品ニヨツテ占メラレ、ソノ絶対額ハ、累年增加ノ趨勢ヲ示シテイル。而シテコレガ國際收支ノ上ニ占ムル地位ハ決シテ輕視スルコトガ出来ナイ。

カ、ル技術的水準ノ立遅レヲ挽回シ、製品ノ質的向上ヲ図ルタメニハ、多面的経験ト技能ヲ有シ獨創力ニ富ム基幹的熟練工ニ挨拶トコロガ甚ダ多イ。

マタ事変下ニ於テ、異常ニ拡大サレツ、アル生産設備並ニ労働力ヲ如何ニ転換スベキカハ、此後ニ残サレタ重要問題デアルガ、之ガ方策トシテハ、独特ノ発明考案ヲ獎励シテ、新規ノ産業ヲ興シ、良質廉価ノ新製品ヲ海外ニ輸出スル外ニ途ガナイ。「新規ノ発明考案ニ依ル新興産業ハ常ニ労働力ノ熟練化ヲ前提トス」トイワレテイルガ、カカル發明考案ノ産業化、獨創的産業ヘノ転換ヲ図ルニツキ、最モ必要トサレルモノハ基幹的熟練工デアル。

二、能率ノ増進企業の改善 産業能率ノ増進、經營ノ合理化ヲ図ルタメニハ、生産技術上ノ多面的経験ト、各作業間ノ相關的理解トヲ有スル基幹的熟練工ヲ必要トス。即チ製作上ノ能率化並作業方法ノ改善ニツキ、常ニ適切ナル暗示ヲ与ヘ有効ナル協力を為シ得ル者

ハ常ニ斯ノ種ノ職工デアル。マタ原料、動力、燃料等ノ無駄ヲ省キ、仕損ジヲ減ジ、災害ヲ防止スル等ニヨリ、原価ヲ低廉ニスルコトモ、一ニソノ工夫ト指導ノ如何ニヨルノデアル。

能率ノ増進ニツキ、最モ基本的ナルハ、作業ニ対スル興味ト誇ノ有無デアルガ、基幹的熟練工ノ職能ハ綜合的ニシテ、多面性ヲ持ツガタメ、自然仕事ニ対シテ興味ヲ持チ能動的トナリ、能率ノ上ニ影響スルトコロガ甚ダ多イ。

基幹的熟練工ハマタ広範囲ノ基礎訓練ヲ受ケ居ルガタメ、一ツノ作業ヨリ他ノ作業ヘノ転換又ハ新規作業ヘノ適応ハ比較的容易デアル。故ニ全職工中一定割合ノ優秀ナル基幹的熟練工ヲ保有シテ居レバ、企業ノ運営ニ弾力性ヲ持タセ、好況不況ニ拘ラズ行詰ヲ速カニ打開スルコトガ出来ル。特ニ此後ノ重工業ヘノ躍進、マタ来ルベキ事変後ノ産業転換期ニ於テ、カ、ル職工ノ有無ハ結局ニ於テ企業ノ盛衰ヲ決スル鍵トナルデアラウ。

三、労資協調 基幹的熟練工タルニハ、長期間ニ亘ル広範囲ノ訓練ヲ必要トスルガ故、勢ヒ徒弟トシテ同一工場ニ長ク勤務シ、所謂子同ノ職工トシテ、該工場並ニ企業主ト、特別ノ親密關係ヲ保ツ者ガ多イ。ソノ結果、兩者ハ単ナル物質的關係ヲ離レ、精神的ニ相結ビ、相依リ相扶ケテ事業ノ發展ヲ期スルニ至ル。而シテ、ソノ協調精神ガヤガテハ、他ノ所謂外來職工ノ氣風ニモ影響シ、労働移動ヲ防止シ、無用ノ粉争ヲ避ケ、産業協力ノ実ヲアゲルニ欠クベカラザル因子トナル。

四、失業対策ノ不況転換策 不況ニ際シテ失業スル職工ノ多クハ不熟練工、分業工等デアルガ、基幹的熟練工ハ養成ニ困難ナルト、互換性、適応性多キヲ以テ、企業家ハ容易ニ之ヲ手離サナイ。仮令一時失業スルコトモ、直チニ他ノ類似作業ニ吸收サレ、或ハ過去ノ

経験ヲ基礎ニシテ、時代ニ応ズル新規ノ職種ノ自営モ可能デアルカラ、容易ニ不況ヲ切り抜ケルコトガ出来ル。

尚基幹的熟練工ハ、前述ノ如ク独創的ナル新規ノ産業ヲ開拓スル能力ヲ有シ、自ラ失業ノ憂鬱キノミナラズ、他ノ不熟練工、分業工等ニ就職ノ機会ヲ与ヘ得ルヲ以テ、カ、ル職工ヲ養成シテ置クコトハ、不況転換策、景気回復策トシテハ、最モ有効ナル方法デアル。コノ点ハ事変後ノ対策トシテ特ニ考慮ノ必要ガアル。

近來米国ニ於テ、失業者ノ多數ガ、好況時代ニ激増セル不熟練工、分業工、半熟練工ナルコトヲ知リ、ソノ失業対策、或ハ不況転換策トシテ、積極的ニ基幹的熟練工ノ養成ニ努力シテイルコトハ注目ニ值スル。

五、中小工業振興 中小工場ニハ、自家独特ノ製品ノ製作ニ当ルモノ、雜多ナ製品ノ需要ニ応ズルモノ、大工場ノ下請作業ヲナスモノ等種々アルガ、イズレニシテモ、独自ノ工夫ト、入念ナル工作ヲナスヲ以テソノ特色トナス。マタ新規工業ヘノ転換、時ノ景況ニ応ズル事業ノ調節、即チ仕事ニ対スル融通性、適応性、弾力性ノ如何ガ斯ノ種工業ノ成否ヲ決スル。茲ニ於テ、中小工場ハ特ニ基幹的熟練工ニ依存スルコト多ク、ソノ振興策ノ最タルモノハ、正ニカ、ル職工ノ養成デナクテハナラヌ。

六、国防ノ強化拡充 国防ハ世界ノ大勢ヨリ見テ、此後益々強化拡充ノ要アリ、殊ニ、今次事変ノ経験ヨリスルモ、科学的戦術ニ応ズル軍備ノ機械化ハ、愈々重要性ヲ増スニ至ツタ。而シテ平時ニ於テハ、兵器其ノ他ノ軍需品ノ高度化ヲ図リ、戦時ニ於テハ、分業工不熟練工ヲ指導シテ、之ガ急激ナル生産拡張ニ當リ、更ニ戦地ニ於テハ迅速適確ナル修理ヲナスガ如キ、イズレモ優秀多能ナル基幹的熟練工ノ力ニ挨タザルヲ得ナイ。之ナクシテ、軍用機材ノ円滑且ツ

十分ナル供給ヲ期スルコトハ絶対ニ不可能デアル。

七、満支ノ産業開発

満支ノ豊富ナル資源ヲ利用シ、産業ヲ開発スルニ当ツテ、人的要素ノ重要ナルコトハ多言ヲ要シナイガ、特ニ重工業ノ振興、新規工業ノ開拓ニツイテハ、先づ不熟練ナル多数ノ満支労働者ヲ率イテ各種ノ生産ニ当ルベキ多能ナル職工ヲ養成供給スルコトガ肝要デアル。单ニ一機械ノミヲ操縦シ得ル分業工、半熟練工ハ彼地ニ於テモ養成シ得ラレルガ、綜合的知識技能ヲ必要トスル基幹的熟練工ハ、萬般ノ生産機構ノ整ツタ我國ニ於テ養成スルノ外ニ途ガナイ。

八、分業工、半熟練工ノ速成 執レノ工業ニ於テモ、従業員中多数ヲ占ムル者ハ、補助的作業ヲ當ム分業工、又ハ半熟練工デアルガ、特ニソノ数ハ同一規格品ノ大量生産ヲ行フ工業方面ニ多イ。斯ノ種ノ職工ハ、基幹的熟練工ノ指揮ノ下ニ正確迅速ニ特定ノ分担作業ヲ反復遂行スルヲ任トスルガ故、ソノ技術指導ハ、其ノ方法宜シキニ叶ヘバ、極メテ短日月ニシテ目的ヲ達スルコトガ出来ル。即チ作業方法ノ科学的研究ト合理的ナル指導法ニヨレバ、数ヶ月ニシテ未経験者ヲ斯ノ種職工ニ速成スルコトガ可能デアル。

而シテ、之ガ養成ヲ特殊ノ養成機關ニ於テナスト、工場内ニ於テナストニ拘ラズ、直接ソノ衝ニ当リ、有効適切ナル指導ヲナシ得ル者ハ基幹的熟練工デアル。故ニ此後益々分業工、半熟練工ノ大量的速成ガ要望セラル、際、之ガ先決条件トシテ基幹的熟練工ノ養成ハ特ニ慎重ニ考慮サルベキデアル。

九、円満ナル産業人

現在及将来ニ亘リ、躍進日本ノ産業ヲ担フテ立ツベキ中堅職工ハ、從来ノ如ク徒ニ因襲ニ囚ハレ私利ヲ事トシ、向上心乏シキ偏狭卑屈ナル者デアッテハナラヌ。

新時代ノ中堅職工タルニハ、先づ、産業報國ノ精神ヲ味得シ、自

己ノ社会的機能ヲ自覺シ、確信ト信念ヲ以ツテ、部下ヲ教導スル能カ力アル者デナケレバナラヌ。

我國ノ産業ヲ質的ニ向上シ、マタ多面的ニ發展セシムルニツキ、工人ノ獨創性、融通性、考案工夫ニ俟ツトコロ大ナルコトハ前述ノ如クデアルガ、力、ル性能ハ、人間教養ノ幅ノ広サト、豊富ナル知識経験ニ由來スルモノニシテ、之ヲ一朝一夕ノ効ニ求ムルコトハ困難デアル。

三、基幹的熟練工養成制度要綱

一、基幹的熟練工ノ養成ハ、徒弟制度ニヨルヲ最適トスレドモ、從来ノ徒弟制度ニハ種々ノ欠陥アルヲ以ツテ、本要綱ニ於テハ其ノ欠陥ヲ矯メ、新シキ指導精神ニヨル徒弟制度ヲ樹立シ、之ガ基準ヲ示サンコトニツトメタ。即チ徒弟養成ノ目的ハ「工場主ガ徒弟ニ対シ、系統的ニ技術訓練ヲ与ヘ、且ツソノ品性ノ陶冶ト保健ノ責ニ任ジ、以ツテ健全ナル基幹的熟練工ヲ養成スル」コトニアリトシ、総テノ制度コレニ基イテ、規制サルベキモノナリトノ精神ニヨツテ立案サレタモノデアル。

尚文中「徒弟」トアルハ長期間養成ノ対象トナルモノニシテ、大

工場等ニ於テ通例「見習工」トイフモノト同義デアル。

二、本制度適用の範囲

本制度ハ、當時三十名以上ノ職工ヲ使用

スル重工業関係工場ニ適用シ、漸ラ追ツテ他ニモ及ボスモノトスルコト。

三、徒弟採用試験

満十四才乃至満十六才トスルコト。

四、徒弟期間

三ヶ年乃至五ヶ年トスルコト。

五、試傭期間

六ヶ月以内トスルコト。

六、労働時間

徒弟ノ訓練、學習、保健等ニ妨ゲナキヤウ適當ニ

労働時間ノ制限按配ヲナシ、特別ノ事由ナキ限り早出残業ヲ禁ジ、
適當ナル休憩時間ヲ設クルコト。

七、請負作業

徒弟ノ作業ガ教育的意義ヲ有スル故ヲ以テ徒弟期

間中少クトモ前二ヶ年ハ請負作業ヲ禁止スルコト。

八、徒弟ノ賃金其ノ他 徒弟ノ賃銀、保証金、貯金其他ノ金品ニ
関スル権利ヲ確保シ、之ガ保管ニ関スル規定ヲ設クルコト。

九、徒弟ヲ養成シ得ル工場主ノ資格

(一) 左記事項ヲ具シテ関係官庁ニ届出デ、審査ニ合格セル者ヲ以
ツテ有資格者トナスコト。

1、工場主又ハ訓育代理者ニ関スル事項

2、従業員数

3、主タル生産品種及生産額

4、徒弟ノ員数及年齢

5、教育訓練ノ内容、方法及期間

6、就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間

7、休日及休憩ニ関スル事項

8、品性修養及保健ニ関スル監督ノ方法

9、災害予防ノ方法

10、給与ノ方法

11、徒弟契約ノ条項

(一) 工場主ガ犯罪ニヨリ処罰サレタル場合、反覆徒弟養成ノ義務ヲ怠リ徒弟契約ニ違反シタル場合、又ハ訓育ノ能力ヲ失イタル場合ハ、養成ノ資格ヲ喪失スルモノトスルコト。

(二) 訓育代理者 工場主ハ他ノ者ヲシテ、直接徒弟訓育ニ当ラシムルコトヲ得、但シ、其ノ選任ニツイテハ行政官庁ノ認可ヲ受クルコト。

一一、工場主ノ徒弟ニ対スル義務

(一) 工場主ハ自ラ徒弟ノ訓育者ヲ以テ任ジ、産業報国精神ノ涵養ニ力ムベキコト。

(二) 繙続的、合理的ナル技術訓練ヲ与フベキコト。

(三) 保健、衛生、安全上障害アル作業ニ從事セシメザルコト。

(四) 素行ノ監督及品性ノ陶冶ヲナスベキコト。

(五) 職業的訓練ニ直接關係ナキ仕事ニ使用セザルコト。

(六) 一週四時間以上、青年学校又ハ之ニ準ズベキ学校ニ通学セシムベキコト。

但シ作業時間中通学ノ際ハ賃銀ヲ控除スペカラザルコト。

(七) 徒弟修了資格審査ヲ受ケシムベキコト。

(八) 苛酷ナル体刑及過度ノ使用ハ之ヲ禁止スルコト。

(九) 妄リニ解雇又ハ転職セシメザルコト。

一二、徒弟ノ義務

(一) 工場主ノ命ニ従ヒ忠実勤勉ニ勞務ニ服シ、且ツ青年学校其他ニ於テ所定ノ教育ヲ受クベキコト。

(二) 所属工場ノ営業上及製作上機密ヲ漏洩セザルコト。

(三) 十分ナル理由ナクシテ、契約満了前ニ他ニ転出セザルコト。

(四) 十分ナル理由又ハ特別ナル許可ナクシテ、欠勤遅刻ヲナスベカラザルコト。

(五) 徒弟期間ノ終末ニ於テ、徒弟修了資格審査ヲ受クベキコト。

一三、届出 工場主徒弟ヲ採用、又ハ解雇シタルトキ及徒弟期間ヲ修了シタルトキハ、左記事項ヲ具シテ其旨直ニ関係官庁ニ届出ズルコト。

一、姓名 二、年齢 三、員数 四、職種

一四、徒弟ニ関スル特別登録制度 第九項及第十三項ニヨル届出ヲ受ケタル関係官庁ハ、徒弟養成計画ニ資セんガタメ、之ガ特別ノ登録制度ヲ設クベキコト。

一五、徒弟修了証書及資格審査 工場主ノ申告ニ基キ、青年学校及

之ニ準ズベキ学校ニ於ケル成績ニ照シ、徒弟委員会又ハ関係官庁ニ於テ、資格審査ノ結果、徒弟修了証書ヲ交付スルモノトスルコト。

一六、徒弟争奪防止 徒弟養成期間中ノ争奪ハ嚴ニ之ヲ禁止シ、工場主及徒弟ガ其ノ義務ヲ履行セズシテ締結シタル新ナル徒弟契約ハ無効トルコト。

一七、徒弟委員会 徒弟行政ハ、産業、労働、教育ノ諸行政ニ関係スルトコロ多キヲ以テ、各所官庁ハ相協力シ、中央及地方徒弟委員会ノ組織ヲ通ジテ、十分之ガ運用ニ当ルベキコト。

(一) 徒弟委員会ノ構成

イ、中央徒弟委員会ハ関係官庁官吏、産業関係者及学識経験者ヲ以テ組織シ、別ニ専門委員ヲ置クコトヲ得ルコト。

ロ、地方徒弟委員会ハ道府県別ニ之ヲ設置シ、必要ニ応ジ都市及産業団体単位ノモノヲモ設置スルコトヲ得ルコト。

ハ、地方徒弟委員会ノ委員ハ、地方関係官公吏、職業紹介所官吏、

青年学校及之ニ準ズル学校関係者、産業団体関係者、工場主及

被傭者代表者ソノ他学識経験者ヲ以テ組織スルコト。

(二) 中央徒弟委員会ノ機能

イ、徒弟制度ノ普及奨励指導

ロ、官民間ノ連絡斡旋

ハ、工業別及職種別ニ必要ナル徒弟養成計画ノ樹立

ニ、徒弟養成ニ関スル重要事項ノ審議建議

ホ、必要ナル徒弟関係立法ノ建議

ヘ、徒弟制度ノ調査

ト、徒弟養成ニ関スル助成金下附ニツイテノ審査

(三) 地方徒弟委員会ノ機能

イ、中央徒弟委員会トノ連絡提携

ロ、地方官民間ノ連絡（殊ニ職業紹介機関トノ連絡）

ハ、徒弟養成プランノ作成

ニ、徒弟契約様式ノ作成

ホ、徒弟雇傭条件ノ基準作成

ヘ、徒弟修了ノ審査及修了証書ノ発行

一八、産業団体（特ニ工業組合、同業組合）ト徒弟養成トノ関係

産業団体ニ対シテハ徒弟養成ニ対シ、積極的ニ援助ヲ与ヘ、其ノ目的の達成ノタメニ協力スペキコトヲ勧奨スルコト。

特ニ左ノ如キ事項ニツイテハ、業者ノ協同ト団体ノ責任ニ於テ実施スペキコトヲ勧奨スルコト。

イ、青年学校又ハ之ニ準ズル学校トノ連絡及ソノ設置、經營

ロ、徒弟養成資金ノ設定

ハ、徒弟養成プランノ研究及教材ノ作成

ホ、所属団体内ノ徒弟ノ技術、品性、健康等ニツイテノ監察指導

一、工場主ト徒弟間ノ紛争仲裁

一九、青年学校ト徒弟養成トノ関係

イ、青年学校及之ニ準ズル学校ニ於ケル學習ヲ徒弟修了ノ必須条件トナスベキコト。

ロ、徒弟ノ労働時間ハ、就学時間ト就労時間ト合計シタルモノニヨリ制限スベキコト。

ハ、工場又ハ工業組合、其他ノ産業団体ニヨル私立青年学校ノ設立ヲ獎励スベキコト。

二、学校ハ形式ニ捉ハレズ、教育ヲ實際的効果的ナラシムルコトニ留意スベキコト。

ホ、学校ト工場主トノ連絡ヲ図リ、教育ヲ効果的ナラシムルタメ、補導会ノ如キ機関ヲ設クルコト。

ヘ、主要ナル職業ニツイテハ、職種別学校又ハ学級ヲ設クベキコト。

ト、職業科教師ノ任用ニツイテハ、嘱託手続其ノ他ヲ簡易化シ、広ク実際家ニ門戸ヲ開放スベキコト。

チ、職業科ノ教師ハ実地経験ヲ不可欠トスルコト。

二〇、徒弟ノ保有数 工場主ハ工場ノ種類及規模ニ応ジ、常ニ適當数ノ徒弟ヲ保有スルハモトヨリ、更ニ中央徒弟委員会ノ示ス養成計畫ニ従ヒ、國家的見地ヨリ基幹的熟練工養成ニ当ルベキコト。

二一、徒弟及其ノ父兄ノ自覺促進 徒弟ニ対シテハ産業人トシテノ自覺ヲ促シ、基幹的熟練工タルコトノ誇ラ抱カセ又其ノ父兄ニ対シテハ、目前ノ利ニ捉ハレテ徒弟ノ将来ヲ謬ラシメザランガタメ、政府ニ於テ特別ノ考慮ヲ払フベキコト。

四、基幹的熟練工養成プランノ例

一、技能訓練

(一) 仕上工	試 備 期 間	六ヶ月	基 础 作 業	六ヶ月
旋盤等	形削盤	八ヶ月		
機械器具組立テ	四ヶ月		工作機械修繕	四ヶ月
大物機械組立テ	四ヶ月		焼入研磨	六ヶ月
工具組立て	四ヶ月		修了作品製作	六ヶ月
計		四八ヶ月		

(二) 鋳物工

試 備 期 間	六ヶ月	大物 中子作り	四ヶ月	工作機械修繕	四ヶ月
乾燥鋳型	八ヶ月	各種床込メ	八ヶ月	鋳型機械作業	六ヶ月
修了作品製作	五ヶ月	三ヶ月	三ヶ月	炉及キュボラ	三ヶ月
計				試験、砂ノ準備等	五ヶ月
					四八ヶ月

二、職業学科 (職業学科総時間數中各科ノ割合)

職業理科	數 学 科	二割	製図及見取り	三割
	作業科(工作法)	三割		

五、時局下ニ於テ特ニ基礎的熟練工ノ

養成ヲ必要スルハ何故力

一、戦時ニ於テハ何事ヲ差置イテモ先づ軍需品ノ大量生産ノタメ、國家ノ全能力ヲ傾注セネバナラヌ。其ノタメニハ今迄ニ数倍スルヨウナ職工ヲ、動員セネバナラヌガ、新ラシク集メラレル職工ノ多クハ、不熟練工カ速成ノ分業工、或ハ半熟練工デアル。ダガ、コノ種ノ職工ダケデハ、事實上生産ノ目的ヲ達スルコトガ出来スカラ、其ノ增加ニ応ジテ、基幹トナツテ指導ノ任ニ当ルベキ総合力ヲ持ツタ熟練工ノ数モ、增加セネバナラヌ。コレハ恰モ軍隊ノ方デ戦時体制ニ当リ、補充兵、短期教育兵、其ノ他一般ノ兵ノ増加ニ応ジテ、下士官ノ増加ヲ因ラネバナラヌ事情ト全ク同一デアル。但シ、軍隊ノ方ニハ、多数ノ予後備役ガ控ヘテイテ、急ニ応ジテ、何時デモ増員出来ルヤウニナツティルガ、工業ノ方ニハサウシタレザーブガナイカラ——殊ニ、近年ハ遊ンデイルヤウナ基幹的熟練工ハ殆ドナイカラ、必要トアレバドウシテモ、新ラシク養成スル外ニハ方法ガナイノデアル。

一、戦時ニ於テハアラユル方法ニ訴ヘテ、軍用物資ノ増加ヲ因ラネバナラヌコトハ勿論デアルガ、シカシ、ソレニモ増シテ大切ナコトハ、品質ノ吟味デアル。實際使ヒ物ニナラヌヤウナ不合格品バカリイクラツクツタトテ何ニモナラヌ。徒ニ原料ヤ労力ヲ浪費スルバカリデアル。ダガ若シ生産ヲ速成ノ分業工ヤ、半熟練工バカリニ任シテイタラ、サウユフ危険ハ充分ニアリト見ネバナラヌ。ダカラ、矢張リ手間ハカ、ツテモ、シツカリシタ基幹工ヲ養成シテ、之ヲ中心ニシテ組立、仕上、調整及ビ製作ノ指導ナドヤラセ、精度性能ノ保持ニ当ラセルコトガ、廻リクドイヤウデモ、実ハ一番能率的デ確

実ナ方法ナノデアル。

一、コノ時局ハ、此後相當長ク続クモノト覺悟シナケレバナラヌガ、サスレバ、國際收支ノ關係其他カラ、軍用機材、原料物資ノ供給不足ハ免レナイコトデ、コノ不足ヲ、何ニヨツテ補フカハ、今後ニ残サレタ大問題デアルガ、コレニハ結局人的要素ノ活用、人間能力ノ極度ノ發揮以外ニハ方法ガナイ。ツマリ、發明発見ヤ、工夫改善考案ノ獎励ニヨツテ、少ナイ物資ヲ有効ニ利用スルトカ、代用品ノ製作ヲ因ルトカ、或ハ新原料ノ發見、新製作方法ノ考案ヲスルトカ、ソノ方法ハイロイロアルデアラウガ、イズレニシテモカウシタ新機軸ヲ出ス方面ハ、基礎的熟練ト、広範囲ノ知識技能ト應用力綜合力ノアル基幹的熟練工ノ力ニ俟タネバヤレヌコトデアル。

一、軍用機材、工作機械其ノ他ハ、此後益々完全ナル自給ヲセネバナラヌト思ハレルガ、カウシタ高級精密ナ機械類ノ製作ニ当ル者ハ、一作業ニノミ堪能ナ、應用力ニ乏シニ速成工デハ駄目デアル。新規ノ工夫考案ヲ生産化スル仕事、設計圖ニ表ハシ得ヌ微妙ナ加減ヲヨクシ得ル職工ハ、多面的経験ト綜合力ノアル基幹的熟練工デナケレバナラヌ。

一、サラヌダニ供給不足ノ原料ヲ無駄ニスルコトハ、此際特ニモ警戒セネバナラヌコトデアルガ、現状デハ、可ナリ生産上ニ無駄ガ多ク、仕損ジヤ、不合格デ浪費ヲスル部分ガ相当ニ多イヤウデアル。コレニハ、各種ノ原因ガアルガ、就中大ナル原因ハ、細カナコトニ充分ニ目ガトキ、直接製作ノ指導監督ヲシテ、仕上ノ吟味ヲヨクシ得ル基幹工ガ欠ケテイルカ、或ハ非常ニ不足シテイルタメデアル。若シ、カウシタ優秀ナ職工ガ控ヘテイレバ、材料、製作、仕上ノ夫々ニ亘シタ適切ナ注意ヲスルコトガ出来ルカラ、原料、燃料、動力、労力ノ節約ハモトヨリ、機械使用ノ効率ヲ高メ、災害ヲ減ジ、

機械ノ工具ノ破損モ少クシ、能率ヲアゲ、短イ期間内ニ良質ノ物ヲ大量ニ生産スルコトガ可能デアル。ダカラ優秀ナ基幹的熟練工ノ価値トイフモノハ相像以上ニ大キイモノデアル。

一、戦地ニ於テ飛行機、タンク、自動車、機関車、各種兵器類ノ修理ヲスル者ガ不足ナタメ、一寸シタ故障モウマク修繕出来ナイデ、使用サレズニイル物ガ多イト聞イテイルガ、若シ、サウイフコトガアリトスレバ、コレハ実ニ莫大ナ損失デアル。此後何時マデコノ時局ガ続クカ知レスガ、出来ルダケ早クカウンシタ不都合ヲナクスルヤウニシタイモノデアル。ソレニハ、多面的ナ経験ト知識ノアル基幹工ヲ養成セネバナラヌ。何トナレバ、修繕職工コソ最モ多能デ、融通力ノアルコトヲ要求サレルカラデアル。カウシタ職工ヲ養成スルコトガ多ケレバ多イホド、戦争ノ効果ヲ高メルコトガ出来ルワケデアル。

一、最近物資ノ調整ニヨツテ、多数ノ失業者ガ増加シタガ、コノ現象ハ戦争ノ続クカギリ避ケガタイコトダカラ、出来ルダケ多く転職転業ノ機会ヲ作ツテヤルコトガ必要デアル。シカシ失業シタ者ガ一作業ノミノ分業工、半熟練工デアル限リ融通性、適応性ガナイカラ、転業転職ハ頗ル困難デアル。仮令転職シタシテモ、其ノ成績ハ芳バシクナイ。若シソレガ広範囲ノ基礎訓練ヲ受ケタ基幹的熟練工デアレバ、一寸シタ再訓練ヲシタダケデモ、充分転職シテ成績ヲアゲテ行クコトガ出来ル。此後カウシタ事態ガ永続スルト見テ、今カラデモサウイフ方向ニ職工ヲ仕立テ、行ケバ、ソレダケ将来ノ社会不安ヲ少クスルコトガ出来ル。殊ニ、軍ノ方面ヨリ見テモ、必要ニ応ジテ、即座ニ軍需品製作ニ転職シ得ルヨウナ融通性アル職工ヲ予テカラ養成シテ置クコトハ、動員計画上非常ニ大切ナコトデアル。

一、支那事変ト併行シテ、北支中支及ビ満洲ノ経済工作ガ同時ニ行ハレテイルガ、之ニ要スル基幹的熟練工ノ需要モ莫大ナモノデアル。特ニ重工業ノ振興、新規工業ノ開拓ニ当リテハ、不熟練ナ多数ノ満支労働者ヲ指導スペキ多能ナル基幹工ヲ急速ニ養成シテ送ラネバ間ニ合ハナイ。

我ガ国ニハ、不足トハイツテモ、尚基幹的熟練工ガ多数居ルガ彼地ニハ、サウシタ種類ノ職工ガ殆ド居ラヌノデアルカラ、ソノ養成ハ経済工作上必須ノ条件デアル。

一、最後ニ問題トナルノハ、基幹的熟練工ノ養成ノ必要ハ認メルトシテモ、カウイフ時局デアルカラ、ソレヲ出来ルダケ速ク養成スル工夫ガナイカトイフコトデアル。

コレニ対シテハ、軍隊ノ短期訓練ト正規訓練トヲ比較シテ考ヘレバ、明瞭デアル、戦時ノ際ニハ、短期訓練ノ補充兵ガ激増スルガ、ソレト同時ニ、一方デハ矢張リ二ヶ年ノ正規のナ訓練モ行ワレテイル。戦争ノ場合ニ於テサヘモ、軍ノ中堅トナルベキ兵ノ教育ハ、平常ト余り変ラヌ長サト幅ニ於テ行ハレテイル。コレハ結局、戦闘行為遂行ノタメニハアラユル経験ト知識ガ必要トサレ、单一ノ技能ダメノ修得デハ、結局戦争目的達成ニハ不充分デ、矢張リ相当ノ期間ノ訓練ガ必要トサレルカラデアル。

基幹的熟練工ノ養成モ、右ト全ク同一デアリ、余リニ短期間デハ、進歩シタ現代工業ニ応ズル中堅工ハ養成シ得ナイノデ、相当期間、少クトモ三年位ハ、是非トモ訓練ノタメニ費ヤサナケレバ優秀ナ職工ハ得ラレナイ。

昭和十三年十月二十二日

〔五十九〕 国家総動員法制定委員会（作成）

学校技能者養成令案

第一条 国家総動員法第二十二条ノ規定ニ依ル大学、専門学校、実業学校、青年学校其ノ他之ニ準ズベキ各種学校（以下学校ト称ス）又ハ文部大臣ノ主管ニ属スル養成所ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 文部大臣ハ学校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ技能者ノ種類及員数ヲ定メ其ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第三条 文部大臣前条ノ命令ニ付必要アリト認ムルトキハ学校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ学校ノ新設、学生生徒定員ノ増加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四条 第二条ノ規定ニ基キ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ養成計画ヲ提出スベシ

文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル養成計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第五条 文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成ヲ命ゼラレタル者ニ対シ技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

文部大臣必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ養成ヲ命ゼラレタル者ノ学校又ハ養成所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル權限ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第六条 国家総動員法第二十八条ノ規定ニ依リ補償スペキ損失ハ技能者養成ニ因ル通常生ズベキ損失トス

国家総動員法第二十八条ノ規定ニ依ル損失ノ補償又ハ補助金ノ交付ニ関シ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トス

本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

昭和十三年十月二十二日

〔五一〇〕 国家総動員法制定委員会（作成）

工場事業場技能者養成令案

第一条 国家総動員法第二十二条ノ規定ニ依ル工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ営ム者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ（以下事業主ト称ス）ハ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ為スベシ但シ第一号ニ該当スル事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スルモノ

二 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スルモノニシテ地方長官ノ指定スルモノ

第三条 事業主ノ為スペキ技能者養成ノ員數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 第二条ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者（以下養成工ト称ス）ハ事業主ニ雇傭セラル養成開始ノ際十四年以上十七年以下ノ男子ニシテ高等学校ヲ卒業シ若ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メラル者ナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五条 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ関スル施設ノ状況其ノ他特別ノ事情ニ因リ妨ダキトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

第六条 事業主ハ養成工ニ対シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

徳性ノ涵養並ニ知識及技能ヲ授クルニ必要ナル時数ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計画ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ其ノ計画ヲ変更スルトキ亦同ジ

第八条 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ対シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ応ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 事業主ハ十六年未満ノ養成工ノ養成ニ要スル時間ヲ就業時間ト通ジ一日ニ付十一時間以内トスベシ但シ他ノ法令ノ規定ニ依リ就業時間ノ延長ヲ認メラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条 事業主ハ何等ノ名儀ヲ以テスルヲ問ハズ養成工ヲシテ養成ヲ行フニ要スル費用ヲ負担セシムルコトヲ得ズ

第十二条 本令ニ規定スルモノノ外事業主ノ行フベキ養成ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ微スルコトヲ得

第十三条 地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ養成ノ状況又ハ之ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十四条 国家総動員法第二十八条ノ規定ニ依リ補償スペキ損失ハ技能者養成ニ因ル通常生ズベキ損失トス

国家総動員法第二十八条ノ規定ニ依ル損失ノ補償又ハ補助金ノ交付ニ關シ必要ナル規程ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十五条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監、朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

〔五一一一〕昭和十三年十月二十九日 諮問第三号

昭和十三年十月二十九日

第五 技能者ノ養成ニ関シテハ損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付シ得ルコト

内閣総理大臣 公爵 近衛 文磨

文部大臣 男爵 荒木 文貞
拓務大臣 公爵 近衛 文磨 夫

国家総動員審議会總裁 公爵 近衛 文磨 殿

別紙諮問第三号学校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱ニ對スル貴会ノ意見ヲ諮フ

諮詢第三号

学校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ關スル勅令案要綱

第一 文部大臣ハ大学、専門学校、実業学校、青年学校其ノ他之ニ

準ズベキ各種学校又ハ文部大臣ノ主管ニ属スル養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ技能者ノ種類及員数ヲ定メ其ノ養成ヲ命ジ得ルコト

ト

諮詢第四号

工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ關スル勅令案要綱

第一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ當ム者ニシテ左ノ各号ノ一二該当

スルモノニ技能者養成ノ義務ヲ課スルコト但シ第一号ニ該当スル事業主ニシテ特別ノ事情アルモノニ付テハ養成義務ヲ免除シ得ルコト

一 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スルモノ

第四 文部大臣ハ技能者ノ養成ニ關シ報告ヲ徵シ得ルコト
文部大臣ハ技能者ノ養成ニ關シ當該官吏ヲシテ学校又ハ養成所ニ

臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類ヲ検査セシメ得ルコト

〔五一一二〕昭和十三年十月二十九日 諮問第四号

昭和十三年十月二十九日

内閣総理大臣 公爵 近衛 文磨

商工大臣 池田 成彬
拓務大臣 公爵 近衛 文磨
厚生大臣 侯爵 木戸 幸一

国家総動員審議会總裁 公爵 近衛 文磨 殿

別紙諮問第四号工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ關スル勅令案要綱ニ對スル貴会ノ意見ヲ諮フ

未満五十人以上使用スルモノニシテ特ニ厚生大臣ノ指定スルモノト

第二 養成スペキ技能者ノ員数ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第三 養成工ハ原則トシテ養成開始ノ際年齢十四年以上十七年以下ノ男子ニシテ高等学校卒業程度以上ノ者ナルコト

第四 養成期間ハ三年トシ施設ノ状況其ノ他特別ノ事情アルトキハ之ヲ二年迄短縮シ得ルコト

第五 事業主ハ養成工ニ対シテ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベキコト

第六 事業主ハ養成計画ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベキコト

第七 戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ短期ノ養成ヲ命ジ得ルコト

第八 地方長官ハ事業主ニ対シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ジ得ルコト

地方長官ノ命ジ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ応ジ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第九 十六年未満ノ養成工ノ養成時間ハ就業時間ト通ジ原則トシテ一日三付十一時間以内トスルコト

第十 養成ヲ行フニ要スル費用ハ養成工ニ負担セシムルコトヲ得ザルコト

第十一 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ関シ報告ヲ徵シ得ルコト

第十二 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ関シ当該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ養成ノ状況又ハ之ニ関スル帳簿書類ヲ検査セシメ得ルコト

第十三 技能者ノ養成ニ関シテハ損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付シ

得ルコト

第十四 外地ニ於テモ前各号ニ準ジ本制度ヲ実施スルコト

昭和十三年十一月五日

〔五一一三〕 日本工業協会第十四回全国研究会課題

工場経営上青年学校ニ対スル要望

課題説明

職工養成ノ必要

近頃急速ナ企業拡張ノ結果、甚ダシク職工ノ不足ヲ来シ、タメニ熟練職工ノ争奪ガ行ワレ、中小工業デハ特ニソノ被害ガ甚ダシイ、自工場デ新ラシク職工ヲ養成スル代リニ他工場カラ既ニ一人前ニナツテ居ル熟練工ヲ引キ抜イテ来ルコトガ利益デアリ、マタソレハヤムヲ得ナイ处置ダト考エテ居ル工場ガ尠クナイヤウデアル。

然ルニ少シクコノ事ニツイテ研究シタ人ハ職工ノ養成方法ガ適当デアレバ、青年ヲソノ從事スル仕事ニ役立ツヨウニ仕上ルニハ、左程多クノ日数ガカカルモノデハナク、存外容易ナモノデアルコトニ氣付クデアロウ。

既ニ他工場デ永年同種ノ仕事ニ從事シテ居ル所謂熟練工ハ、採用ノ当座コソスグニ役立ッテ調法ナヨウニモ思ワレルガ、多クノ場合ニオイテ、各工場ノ特性即チ所謂家風トモ謂ウベキモノト合致シナイ点ガ多ク、他ノ従業員ノ気持トシックリトツニナラナイタメニ、工場全体ノ能力ヲ發揮スルノニ尠カラズ妨げトナル。

コレハ恰カモ蹴球ナドテ、個人トシテハ極メテ有能ナプレーヤーヲ諸所カラ集メテ來テモ、中々強イチームハデキナイト同様デアル。所謂鳥合ノ衆ニ過ギナイ。

ソコデ工場ノ健全ナ発達ヲ期スルニハ、ドウシテモ氣持ノ純ナ無垢ノ青年ヲ採用シテ、自工場ニ適合スルヨウニ育テ上ゲ、コレニ新タニ職業教育ヲ授ケル必要ガ生ズル次第デアル。

団体トシテ規律ヲ厳守スル習慣ノ養成

我国ノ工場ヲ歐米ノソレト比較シテ、著シク劣ッテ居ルト思ワレルコトハ、我国デハ命令ガ不徹底デ規律ノ励行ガ出来難イコトデアル。

英米ナドノ工場デハ、サゾ各人ノ自由ヲ尊ブデアロウト思ワレルノデアルガ、事実ハ正反対デ、工場デ上長ノ命令ガ厳守サレルコトハ実ニ驚クベキ程デアル。コレハ我国デハ工場ノヨウナ集団的活動ノ普及ガ日猶浅クテ、団体活動ノ訓練ガ不充分ナタメデアル。

実際我国ホド工場管理ノ困難ナ国ハ無イト称セラレルノモ、コレニ起因スルモノト思ワレル。

ワガ國ノ工業ヲ将来益々発達セシメルタメニハ、国民全体ニ対シ、團体的活動ノ訓練ガ最モ大切デアッテ、ソレニハ規律厳守ノ習慣ガ何ヨリモ肝要デアルノハコノタメデアル。

工場経営ト青年学校

青年学校ニ於ケル教育ハ全國ノ青年ニ対シ、精神作興ノ効果ガアル。従クテ青年学校ガ将来義務制トナルコトハ、上述ノ意味ニ於テ、我国産業ノ健全ナ発達上、マコトニ喜バシイ次第デアルト思ワレル。

ソレデコノ際ソノ教育方法ヲ充分ニ研究シテ、工場経営上カラミテ益々コレヲ効果的ナモノトスル必要ノアルコトハ論マタナイ。

コノ課題ノ着眼点

ソレデコノ問題ヲ次ノ課題トシ、各地ニ於テ、速カニ委員会ヲ設置セラレ、熱心ニ検討ノ上、ソノ成果ヲ次回ノ研究会デ発表セラレルヨウ希望スル。

コノ課題ノ研究方法トシテハ、例ニヨッテナルベクソノ地方ニ於テ、現ニ実施シテ、他ノ参考トナルヨウナ実例ヲ集メ、コレヲ研究ノ資料トセラレルヨウ希望スルノデアルガ、時恰カモ青年学校教育ノ義務制実施ノ時期モ近イ際デアルカラ、コノ機会ヲ利用シテ、各地ノ現況ヲ紹介スル外ニ将来改善スペキ色々ノ点ヲ列挙シテ、コレヲ全国ニ呼びカケルコトハ、ワガ國工業界ニトッテ甚ダ有意義デアルト思ワレル。

コノ課題ハ青年学校ニ関係ノアル事項ナラバ、何デモ包含サレルノデアルガ、特ニ工場経営者トシテ、青年学校ヲ職工ノ教育機關トシテ、効果ヲ挙ゲシメルニ必要ナ点ニ重心ヲ置キタイノデアル。

カカル意味カラ注意スペキ諸点ヲ例示スレバ次ノ通りデアル。

(一) 公立青年学校ハ職工教育機關トシテドンナ長所ト短所ガアルカ。

(二) 青年学校ハナルベク、コレヲ工場専属トスル方ガ、精神指導ノ上カラモ、有効デアルコト勿論デアルガソレガドノ程度各地デ実施サレツツアルカ。

(三) 青年学校ニ於ケル規律ハ其ノママコレヲ工場内ノ規律トシテ実行スルコトガ出来レバ甚ダ好都合ト思ワレルガ、ソノ実行方法並ニ実例。

タトエバ工場内ニオケル敬礼ノ仕方、服装ナドハドウスレバヨイカ。

(四) 適当ナ教師ヲ得ルコトハ教育ヲ有効ナラシメルノニ最モ大切

デアルノハ言ウヲマタナイガ、修身及ビ公民科、職業科等ニ

対シテ、ドンナ経歴デドンナ人物ガ適スルカ。

(五) 教師殊ニ職業ノ教師ノ養成方法、工場デ実地ヲ勤メ上ゲタ老工長ナドノ内ニ、職業科ノ教師トシテ適任者ハナイカ。

(六) 各科目及ビ実習ニ対スル授業時数ハ青年学校ノ現状ガヨイト思ワレルカ。

(七) 教工方ニツイテ改良スベキ点、例エバ修身及ビ公民科トソノ実践トノ関係、又職業科ハ徒ラニ注入的デナク、啓発的デアルベキダト思ワレルガソノ方法並ニ実例等。

(八) 職業科ノ教科書ニツイテノ所見

(九) 授業時数トコレヲ授ケルニ適當ナ時刻、例エバ青年学校ノ授業ノ一部ヲ夜学トスルコトノ可否。

(十) 職業科トシテハドンナコトヲ教エレバヨイカ、例エバ各種ノ工業ニ共通スル基礎教育ニ重キヲ置クベキカ、或ハ又地方的産業ニ直接密接ナ関係ヲ有スル事項ヲ教エルベキカ。

(十一) 青年学校ノ実習ハ、生徒ノ所属スル工場ニコレヲ委托スベキデアルカ。

(十二) 工場ハ青年学校ノ実習ダケヲ以テ満足スルコトナク、将来ノ中堅人物ヲ養成スル目的ヲ以テ、各工場デハ別ニ見習工養成ノタメニ実習ノ制度ヲ確立スル必要ガアルカ。

(十三) 青年学校ノ実習ヲ有効ナラシメルニハドウスルバヨイカ。

(十四) 中小工場ガ工業組合ナドニヨリ、共同ノ青年学校ヲ設ケルコトノ可否。

(十五) 修業年数ノ適否。

(十六) 校長トシテハドンナ人物ガ適スルカ。

(十七) 其他コレニ類似ノ事項。

(編注『工業ト経済』第六六号、昭和十三年六月号に掲載)

序 文

本資料ハ本会ガ行ウ全国研究会ノ秋季例会、即チ第十四回全国研

究会ノタメニ集メラレタモノデ、十一月四日京都市ニ於イテ開催サレル。

昭和十三年十一月

日本工業協会

目 次

第十四回研究会課題説明

資料提出団体

京都工場懇話会	一
新潟県工場協会	五
富山県工場協会聯合会	一五
岐阜県工場会	二〇
神奈川県工場協会	三四
陸軍造兵廠	五四
大阪府工業懇話会	六一
岡山県工場協会	一一四
北海道工場協会	一四八
東京工場懇話会	一四八
愛知県商工振興会	一六二
鉄道省工作局	一七一
兵庫県工業会	一七三
	一九二

昭和十三年十一月二〇日

〔五一―四〕 社会大衆党第七回全国大会可決

新建設大綱並に政策（草案、抄）

改正趣旨（省略）

一、建設大綱

一、アジア国民の結合、東亜協同体の建設、日本民族の大陸的発展、

資本主義的植民政策並に共産主義の排撃、世界秩序の再建、広義

国防の完成

二、土地国家管理、耕作権を確保する土地制度の確立、農業經營の

自主的協同組合化、農業生産の機械化、重要農産物の國家統制、

農業立地計画の完成

三、重要産業並金融機関の国営、公益的計画經濟の建設、綜合生產力の増進、生産者の生活を保障する配給組織及雇傭制度の確立、労働生産性の向上、産業再編成の完成

四、国民組織の確立、都市・農村の均衡化、公費労学教育制の建設、住宅及医療機関の公営普及、国民体位並に科学的文化的水準の向上、国民生活保障機構の完成

五、挙国的政治機構の確立、人材登庸の徹底、建設的言論の尊重、道義的精神の昂揚、日本の世界観の完成

二、当面の政策（昭和十三年度大会採用）

一、総力国防体制の確立

（目標） 広義国防に立脚して近代的軍需生産力を拡充すると共に、国防と国民生活の融合を計ること。

二、軍事援護事業の完備

（目標） 皇軍將士をして銃後の憂ひなからしむると共に、各般の援護事業を出来るだけ生産活動に密着させること。

1. 軍事扶助費の国庫負担
 2. 軍事援護行政の敏活化
 3. 職業保障法の強化
 4. 民間統後運動の統一振作
 5. 傷病兵保護施設の完備
 6. 傷兵職業再教育施設の完備とその計画化
- （目標） 長期建設、国内革新に対応して中央地方の行政機構を改革し、官僚独善の弊を除去し、行政機能の敏活化を計ること。
- 三、行政機構の刷新統一
- 甲、中央
1. 省及部局の廃合、新設
- （イ） 大蔵、商工両省の統合に依る経済省、貿易省の新設、（ロ） 経済省に依る財政、経済行政の一元的運用、（ハ） 貿易省に依る貿易、為替、關稅、通商行政の一元的運用、（ニ） 宣伝省の新設に依る情報、宣伝の統一、（ホ） 内閣人事局新設に依る人事の一元的運用、（ヘ） 内閣予算局新設に依る予算査定の統一
2. 少数閥僚に依る責任制の樹立
 3. 首相を中心とする企画の統一、強化
 4. 人材登庸、専門的技能の發揮を眼目とする文官任用令の根本的改正
 5. 官吏監察制度の樹立
- 乙、地方
1. 中央・地方の中間的連絡機関確立
- （イ） 経済地理的管区制の全面的採用、（ロ） 職能別直接連絡主義の採用、（ハ） 右に伴う知事の権限縮少

2. 内閣人事局に依る地方官人事の統一
3. 地方計画の確立
4. 協同組合及公益団体と地方官庁及自治体との有機的協力組織確立
- 四、議会及選挙制度の改革
- (目標) 議会を真の国策審議機關たらしむると共に、選挙制度を簡易化して国民大衆の総意を明確に反映せしむること。
1. 議会制度の刷新

(イ) 審議能率の増進、(ロ) 政府及議会間の有機的連絡
 2. 選挙制度の簡易化

(イ) 選挙公営拡充と相伴う大選挙区制の採用、(ロ) 悪質選挙違反に対する罰則の強化、(ハ) 選挙費用限度の徹底的引下、(ニ) 選挙運動の簡易化
 3. 職能代表制を根幹とする貴族院改革
- 五、生産力拡充の達成
- (目標) 営利追及を目的とせざる生産力拡充の機構を確立し、日満支を一体とする生産計画の実現を促進すること。
1. 生産手段に対する国家統制の積極的発動

(イ) 國家総動員法の全面的活用、(ロ) 増産関係諸法規の全面的活用
 2. 石炭鉱業の国営化

3. 鉱石より鋼材に至る鐵鋼業の統一的国営未開発水力開発計画の確立
 4. 代用原料工業の確立

5. パルプ工業の国営
 6. 生産力拡充に對応する金融、貿易、陸運、海運の計画的統制
8. 総合生産費引下に依る対外競争力の増大
- (イ) 配当制限の徹底、(ロ) 金利及資本費の引下、(ハ) 動力料金の引下、(ニ) 運賃の引下、(ホ) 労働生産力の増進、(ヘ) 技術及機械設備の改善
9. 科学研究機関の拡充
10. 労働力需給計画の確立
- 六、財政及物価政策の確立
- (目標) 全体の生産力拡充計画に合致する財政機構を確立すると共に、国民所得と国民負担の均衡を計ること。
1. 中央・地方を通ずる税制の根本的改革

(イ) 税制体系の整理統一、(ロ) 戦時特別利得税の設定、(ハ) 高率累進財產税の設定、(ニ) 土地増価税の設定、(ホ) 農耕作者及中小商工業者の過重負担軽減、(ヘ) 地方交付金制度の確立
 2. 公債の強制的低利借款

3. 公債強制保有制の採用
 3. 生活必需品公定價格制度の確立
 4. 生活必需品配給組織の改善
 5. 生命保険の国営
 6. 酒、麦酒及砂糖の専売
 7. 公益事業料金の引下
 8. 消費節約、貯蓄奨励政策の計画化
 9. 為替水準の堅持
 10. 農林漁業生産力の拡充
- (目標) 長期建設戦は、農林漁業の側から見れば「長期消耗戦」なるが故に、戦時下の軍需民需農産品の計画的増産に農林漁業政策

を歸一せしめること。

1、軍需・内需・輸出農産品の生産計画の樹立

(イ) 食料資源の確保——内地・台湾・朝鮮・満州を貫く食料政策の確立と米穀専売制の実施、(ロ) 畜産資源の確保——内地農業の有畜化の促進と畜産飼料の日満支ブロックの自給化、(ハ) 衣料資源の確保——北支農民対策の確立と「円ブロック」内における棉花増産計画をも含む(ニ) 輸出向農産原料品の増産計画の確立

2、農産配給統制の確立

(イ) 産業組合法の改正——農林漁業生産協同組合設置の促進、(ロ) 農林漁業諸団体の統制併合——農林漁業の経済団体と指導団体とに整理統合すること、(ハ) 農林漁業金融機関の改善——資本家的乃至地主的金融原則の打破による農林漁業金融機関の創設、(ニ) 農林漁業の綜合国営保険制の創設

3、土地並に水面利用の国家的計画化

(イ) 田畠・山林・牧野・原野・池沼の計画的利用、(ロ) 内水・沿岸・深海・遠洋の各種漁業・漁場の立体的計画化、(ハ) 耕地の交換分合と耕地の部落管理、(ニ) 適種漁業の組合せの合理化と漁業権の整理充実

4、農山漁村の労力利用の合理化

(イ) 共同田植・稚蚕共同飼育・共同育雛・共同調整等による作業の共同化、(ロ) 農業経営の機械化と共同化、(ハ) 漁獲方法、養殖方法、製造加工の改善と作業の共同化、(ニ) 計画的移動労働の組織化、(ホ) 労働報酬の適正化

5、農林漁業経営の計画的立体化

(イ) 農村電化の促進、(ロ) 農林・水産・加工業の立体的組合

せの適正、(ハ) 農業に関する共同施設の徹底的普及、(ニ) 漁業に関する共同施設の徹底的普及

6、農林漁家の諸負担の適正化と小作料の適正化

7、農業生産手段の確保

(イ) 鉄・ガソリン・電動機等の農村必要量配給の確保——農業機械化促進のために、(ロ) 肥料国営の断行

8、農林行政の一元化

(イ) 土地国家管理による国家的計画化、(ロ) 治山・治水・河川行政の計画化と行政の一元化

八、集団移民の積極化

(別項議案「移民国策の積極化に関する件」に準ず)

九、転失業対策の計画化

(目標) 所謂犠牲産業の離職者を國家の援護下に職業転換せしむると共に、日満支を一体とする産業再編成の線に沿うて転失業対策を計画化すること。

1、生活保障と相伴う国立職業再訓練所の組織

2、職業の年齢別統制

3、国民登録制の全面的実施

4、国営職業紹介制度の積極的活用

5、物資配給機関としての工業組合制度の確立

6、工業組合及商業組合による共同施設の拡充

7、小売業許可制の採用

8、転業資金の国家保証

9、商工行政と職業行政との統一融合

十、労働国策の確立

(目標) 資本、経営、労働の有機的結合を根幹とする労働組織を確

立すると共に、労働条件の国家統制を通じて労働生産性の向上と労働者生活の安定を計ること。

1、産業報国運動の統一、確立

(イ) 産業報国精神を根底とする協力組織の法制化、(ロ) 労働条件に関する労資間の意思疎通、(ハ) 投資報国・技術報国・勤労報国の徹底

2、労働条件の国家統制

(イ) 八時間労働制の確立と残業時間の制限、(ロ) 交替労働制の確立、(ハ) 週休制の確立、(ニ) 最低、並に標準賃銀制の設定、(ホ) 労働者移動及解雇の制限

3、労働力保護施設の徹底

(イ) 熟練工の保護、育成、(ロ) 災害防止施設の完備、(ハ) 労働者住宅、余暇利用、医療保健施設の拡充、(ニ) 保護職工制度の確立、(ホ) 工場監督の徹底、強化、(ハ) 商店法の拡充

4、労働行政の統一

(イ) 中央労働行政の一元化、(ロ) 地方ブロック別労働管理制度の樹立、(ハ) 労働需給の計画的統制

5、技術の尊重、技術者並に俸給生活の地位確立

(目標) 拳国的发展の建前に於て全国民の最低生活を保障し、社会的弱者を保護すること。

1、国民年金制の採用

(イ) 老年者に対する年金の支給、(ロ) 寡婦及孤児年金

2、国民健康保険制度の拡充

(イ) 具体施設の線上実施、(ロ) 健康保険法の改正、(ハ) 職

員健康保険制の実施、(ニ) 船員保険法の制定

3、職業再出発の援護を眼目とする失業手当制の確立

4、生命保険の大衆化

(イ) 簡易生命保険の限度引上、(ロ) 生命保険事業の国営

十二、教育制度の刷新

(目標) 国家機構及び近代的生産機構と教育制度特に大学専門教育とを合致、融合せしむると共に、教育の機会均等を確立すること。

1、国民教育制度の確立

(イ) 十年制の確立、(ロ) 公費労学制の採用、(ハ) 児童学用品の公給、授業料の撤廃、(ニ) 産業教育の充実、(ホ) 義務教育年限終了者に対する一定の資格付与

2、義務教育年限延長に伴う全教育機構の再編成

3、道義的国民精神に立脚する教育内容の刷新

4、科学的精神の鍛錬

5、社会教育施設の拡充

十三、国民体位の向上

(目標) 公共的保健衛生施設を拡充すると共に、集団的体育の奨励、余暇利用の組織化等を通じて国民体位の向上を計ること。

十四、国民精神総動員運動の根本的立直し

(目標) 国民の生活内容を精神的に豊富ならしむると共に科学及勤労尊重の気風を振作すること。

(十五、東亜及世界秩序の再建
(別項大陸政策に準ず)

昭和十四年十月二十四日

〔五一一五〕 日本工業協会第十六回全国研究会課題

工場ニ於ケル中堅工ノ養成

課題説明

今事変ニ際シ、軍需品又ハコレニ関聯ヲ有スル製品ヲ生産スル工場デハ、需用ヲ満タヌタメニ急激ナ生産力ノ拡充ヲ要求セラレテ居ルノデアルガ、一方既成職工ヲ傭入レルコトガ出来ナイタメニ素人ヲ集メテ、コレヲ俄カニ職工ニ育テルコトガ隨所ニ実行セラレテ居ル。

素人ヲ使ウニハ、先ヅコレヲ簡易ナ作業ニ就カスノデアルガ、漸次困難ナ作業ヲ教エ込ムタメニハ、多数ノ指導工ヲ必要トスル。

然シ指導工ハ一朝一夕ニ養成セラレルモノデハナイカラ、何レノ工場デモ指導工ノ不足ニ惱マサレテ居ル現状デアル。

又困難ナ作業ニハ仕事ニ精通シタ職工ヲ當テル必要ガアルガ、コレ又一朝一夕ニ育テ得ナイカラ、各工場トモ其不足ニ少カラズ苦シンデ居ル。

ツマリ工場ニハ作業ニ精通シタ職工ヲ相当数保有スルコトガ絶対ニ必要デアル。コレ等ノ人々ハ工場ノ中堅トナルノデアルカラ、コレヲココデハ中堅工ト称スルコトスル。中堅工ノ中ニ優秀ナモノヲ指導工トシテ選ンデ、前記素人ノ指導ニ当ラスコトモ出来ル。今回中堅工ノ養成ニツイテハ勅令一三一号工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十日）ヲ以ツテ制定サレタ次第モアッテ、中堅工ヲ養成スル最モ有効適切ナ方法ヲ研究スルコトハ目下ノ急務デアル。

中堅工ノ養成ヲ義務トシテ課セラレル業種以外ノ工場デモ、自工場ノ中堅工ヲ如何ニシテ養成シタナラバ、最モ有効適切デアルカノ

研究ハ、工場ノ幹部トシテ重大問題デアルカラ、此課題ハ業種ノ如何ヲ問ワズ熱心ニ研究セラルベキモノト信ズル。
ソコデ各府県デハ、コノ課題ニ對シテ速カニ委員会ヲ設置シテ真剣ニ研究ヲ積ンデ、其成果ヲ次回ノ全国研究会ニ提出セラレルヨウ希望スル。

前記ノ通り中堅工養成ノ義務制ハ工場ニトツテハ少カラヌ負担デアルカラ、コレヲ充分ニ検討シテ、其実施ヲ容易ニシ、且ツ有効ナラシメル必要ガアル。又ソレト同時ニ若シモ法令ニ欠陥ガアレバ、コレヲ改訂スルヨウニ勵キカケル必要モアル。

コノ意味ニ於テ、ソノ研究ハ特ニ急ヲ要スル次第デアル。例ニヨツテ研究ニ便利ナヨウニ課題ヲ分析シテミヨウ。

(一) 中堅工トハドンナ程度ニ仕事ノ出来ル職工デアルカ

大体ノ意義ハ前記シタ職工ヲハドンナ程度ノ仕事ガ出来ル少シ詳細ニ研究シテ、中堅工トシテハドンナ程度ノ仕事ガ出来ルベキデアルカラ明瞭ナラシメル必要ガアル。

(二) 中堅工ハ各工場デ全保有職工数ノ幾割ヲ必要トスルカ

作業ヲ素人ニ教エ込ムニ、其作業ガ細分サレ専門化サレテ居レバ、短時日ノ間ニ生産ニ從事サスコトガ出来ル。然シコウシタ種類ノ作業ハ、業種ニヨリ又作業ノ細分、専門化ノ実施程度等ニヨツテ異ナルノデアルカラ、保有スペキ中堅工数モ、工場ニヨツテ異ナルト思ウ。

大工場ヨリモ中小工場ハ一般ニ作業ガ専門化、細分化サレテ居ナイノガ普通デアルカラ、中堅工ヲ必要トスル程度モ、中小工場ノ方ガ多イノハ止ムヲ得ナイ現象デアル。

然シ将来中小工場モ、其製品ヲ海外工輸出スルヨウニ、成ベク早ク到達セシメネバナラナイシ、ソノタメニハ作業ノ専門化単純

化ガ必要トナル。ソレデコンナコトモ考エニ入レテ、其必要トスル中堅工ノ割合ヲ各工場デ検討スルコトハ工場ノ經營上最モ大切デアル。

(三) 中堅工トシテノ智識程度ハドノ位デアルコトガ必要カ

専門トシテ從事スル作業ニ対スル智識ハ徹底的ニ詳シイ必要ガアル。又専門外ノ工業智識モ少シハ必要デアルガ、其程度ハドンナモノデアルカ。

從来見習工ノ養成デ陥リ易イ欠陥ハ、専門作業ニ対シテハ割合ニ浅薄デ、只広ク浅ク一般的ノ工業智識ヲ授ケル教育方法ガ多イコトデアル。ソノ結果ハ浅薄デ、生意氣ナ所謂物知リヲ養成スルコトトナリ、職工トシテハマコトニ不向キナ教育方法デアル。此事ニツイテハサキニ商工省生産管理委員会カラ発表サレタ「見習工教育ノ改善」ヲ参照サレタイ。

(四) 被教育者ノ素養竝ニ教育ニ要スル年数

被教育者ノ素養トシテハ高等小学校卒業程度ト考エテヨイカ。又中堅工トシテ養成スルニ必要ナ其後ノ年数ハ職種ニヨッテ異ナルト思ウガ、幾年ガ適当デアルカ。

(五) 教育ニ要スル時間数

被教育者ノ素養トシテハ高等小学校卒業程度ト考エテヨイカ。又中堅工トシテ養成スルニ必要ナ其後ノ年数ハ職種ニヨッテ異ナルト思ウガ、幾年ガ適当デアルカ。

(八) 教 师

適當ナ教師ヲ得ルコトハ最モ重要デアルガ、專任教師トシテハドンナ人ヲ何人位要スルカ。現今ハ適當ナ教師ヲ得ルコトガ相当困難ダト思ワレルガ、ドウスレバヨイカ。

職業教育ニハ作業ヲ細分シテ、工場内ノ多數ノ技術者各人カラ其最モ得意トスルモノニ就イテ少シヅツ学ブコトトスレバ、教師一人当リノ負担ハ軽ク、且ツ効果的デアルヨウニ思ワレルガ、ソレニツイテドウ思ウカ。

(九) 青年学校トノ関係

本教育ト青年学校トハ甚ダ類似シテ居ルカラ、此教育ヲ受ケルモノハ青年学校ト重複スル必要ガナイヨウニ思ワレルガ、其關係ハ相當複雜デアルカラ、色々ナ疑問モアリ、又実行上ニ注意スペキ事項モ多イト思ウ。

(六) 実地指導ノ仕方

実地指導ニハ最初ニ作業ノ基礎トナル動作ヲ特ニ教エ込ム方ガ

効果的デアルヨウニ思ワレルガ、ソレハドンナヨウニ教育スペキデアルカ。コレニ要スル時数、教エル場所、教エル方法ハドウカ。教師ニハドンナ人ガ適スルカ。

其後現場デノ実地指導ニハドウスレバヨイカ、別ニ組ヲ編成スルカ、普通ノ職工ノ組ニ混ゼテ働カスカ。請負ニ從事サスカ。指導者ハドウスルカ。

同一職種中デモ計画的ニ色々ナ作業ニ從事サスヨウニ仕事ヲカエルコトガ必要ノヨウニ思ワレルガ、コレニ対シ注意スペキ事項。

適當ナ教科書ヲ得ルコトガ何ヨリモ大切ト思ウガ、ソレニハドンナモノガヨイカ。又新シク教科書ヲ作ルトスレバ、コレニ対シドンナコトヲ要求スルカ。

(十) 技能者養成ノ法令ニ対シ改訂ヲ希望スル点

前述ノ通り今回制定セラレタ技能者養成ノ義務制ヲ実行スルニハ色々ノ疑問モアリ、又ソレヲ効果的ニスルタメニハ法令ノ改訂ヲ希望スル事項モ多イコトト思ウ。

(十一) 其ノ他

其ノ他本問題ニ関係ノアルコトナラバ何デモ差支ナイカラ、徹底的ノ研究ヲ希望スル。

(以上)

〔編注〕『工業ト経済』第七六号、昭和十四年四月号に掲載)

序 文

本資料ハ本年十月二十四日新潟市デ開カレル本会第十六回全国研究会課題「工場ニ於ケル中堅工ノ養成」ニツイテ全国ノ本会所属団体カラ提出サレタモノヲ取纏メタモノデアル。

提出サレタ資料ハ十団体デ、殊ニ今回ハ鉱山関係ノ鉱山カラ現状ガアリノマ、報告サレティル。

繁忙ノ折柄数月ニ亘リ課題ノ研究ヲ続ケラレ意見ヲ纏メラレタ関係各位ニ対シ深ク感謝イタシマス。

昭和十四年十月

日本工業協会

目 次

序 文.....
課題説明.....
資料提出団体.....

一 一
二 一
三 一

一 京都工場懇話会.....
二 北海道工場協会.....
A 株式会社日本製鋼所室蘭製作所.....
B 帝国製麻株式会社札幌製品工場.....

一一 一
一二 一〇
一二 一

C	北海道製罐倉庫株式会社	一四
D	北海道製鋼株式会社	一六
E	日魯漁業株式会社鐵工所	一八
F	北海道製糖株式会社帶広工場	二〇
G	伊予鉱山	一四
H	土倉鉱業所	二五
I	昭和鉱業株式会社日比製錬所	二五
J	沖ノ浦鉱山	二七
K	高越鉱山	二七
L	石原産業海運株式会社神美鉱業所	二九
M	同 右	三〇
N	円満地鉱山	三一
O	日本鉱業株式会社尾小屋鉱山	三一
P	大久喜鉱山	三二
Q	三菱鉱業株式会社生野鉱山	三四
R	愛媛県工場研究会	四〇
S	丸喜綿布株式会社第一工場	四〇
T	大阪府工業懇話会	四一
U	序	四一
V	第一節	四四
W	第二節	四四
X	表	四二
Y	愛知県商工振興会	四八
Z	新潟県工場協会	七三

六 A 株式会社新潟鐵工所.....
B 株式会社島本鐵工所.....

九三 九三
九六 九六

C 株式会社津上製作所 一〇〇
D 株式会社理研軸台小千谷工場 一〇五

八 東京工場懇話会 一〇七
概要 一〇七

実例 一一一
補遺 東京鉄道局大井工場 一四三

九 鉄道省工作局 一四七
概要 一四七
鉄道工場ニ於ケル実例 一五四

一 兵庫県工業会 一七九
序言 一七九
実例 一七九

十一 其ノ他 一〇六
株式会社池貝鉄工所 一〇六
十二 岡山県工場協会 一〇九
A 玉島滝沢鉄工所五島工場 一〇九
B 倉敷絹織株式会社倉敷工場 一一一
十三 神奈川県工場協会 一一三
東京芝浦電気株式会社芝浦支社 一一三

厚生省発労第八〇号ノ一

労務管理調査委員会

労働力ノ維持培養ヲ図ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナリト認ム
仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小原直

諮問第一号ニ對スル第一次答申

労働力ノ維持培養ヲ図ル為緊急実施ヲ要スル方策ニ付考究シ成案ヲ得タルモノヨリ順次答申スルコトトシ審議ヲ遂ゲタル結果衛生、生活安定、女子労務者ノ保護、災害防止及未経験労働者ノ保護及指導ニ關シ成案ヲ得タルヲ以テ別紙ノ通及答申候也

別紙 卫生ニ關スル方策

産業ノ急激ナル発展ニ伴イ労務者ノ増加頓ニ著シキモノアリ然モ諸種ノ衛生施設之ニ伴ワズ従業員ノ健康ニ著シキ障害ヲ來シツツアルハ國力培養ノ要切ナル今日誠ニ遺憾ニ堪エザル所ニシテ之ガ適當ナル対策ヲ樹立スルハ刻下ノ急務ナリ依テ左記基本方策ノ適正ナル運営ヲ図リ以テ産業従業員ノ健康保護竝ニ体位向上ニ万全ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 衛生技術官ノ充実

中央及地方ニ於ケル労働衛生技術官ノ充実ヲ図ルコト

二 工場医及鉱山医制度ノ整備

(一) 工場医制度ヲ當時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ之ヲ拡張スルコト

(二) 常時千人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ對シテハ工場医ヲ成ルベク専任トセシムルコト

昭和十五年三月二十五日労務管理調査委員会答申

〔五一六〕 昭和十四年十一月二十八日厚生省発労第八〇号ノ一

諮詢

諮詢 第一號

- (三) 常時百人未満ノ職工ヲ使用スル工場ニ対シテモ數工場共同シ
テ工場医ヲ成ルベク選任セシムルコト
- (四) 常時三百人以上ノ鉱夫ヲ使用スル鉱山ニ対シテハ鉱山医ヲ選
任セシムルコト
- (五) 常時千人以上ノ鉱夫ヲ使用スル鉱山ニ対シテハ鉱山医ヲ成ル
ベク専任トセシムルコト
- 三 工場医及鉱山医ノ指導啓発
- 工場医及鉱山医ニ産業衛生ニ関スル再教育ヲ行フコト
- 中央及地方ニ工場医及鉱山医ノ研究教育並ニ聯絡ノ機関ヲ設置ス
ルコト
- 四 工場医及鉱山医ノ職務ノ確立
- 工場医及鉱山医ノ事業場ニ於ケル地位ヲ高メ産業衛生ニ関スル勞
務管理ニ参与セシムルコト
- 五 健康保護施設ノ整備
- (一) 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場及常時三百人以上ノ鉱夫
ヲ使用スル鉱山ニハ保健指導員ヲ選任セシムルコト
- 保健指導員ハ工場医又ハ鉱山医ノ指揮ヲ受ケ職工又ハ鉱夫ノ
健康状況ニ留意シ健康保護ノ必要アリト認ムル時ハ受診手続ヲ
為サシムルコト
- (二) 工場医又ハ鉱山医ヲ選任セル工場又ハ鉱山ニハ職工又ハ鉱夫
ノ健康保護ニ關スル規程ヲ設ケシムルコト
- 生活安定ニ関スル方策
- 政府ハ速ニ左記方策ヲ樹立実行シテ現在及将来ニ亘ル労務者ノ生活
安定ヲ確保スルヤウ措置スルコトヲ要ス
- 記

- ノ価格ト賃金トノ調整ニ付適當ナル対策ヲ講ジ以テ労務者ノ生活
安定ヲ図ルコト
- 二 労務者ノ作業及生活ノ必需品ノ供給ヲ確保スル目的ヲ以テ一事
業場又ハ數事業場ヲシテ共同購入機構ヲ設置セシメ政府ハ之ニ對
スル配給ヲ確保スル方法ヲ講ズルコト
- 三 労務者ノ生活ヲ堅実化スルト共ニ将来ノ不安ヲ除去スル目的ヲ
以テ養老、疾病及死亡ニ対スル年金制度ヲ実施シ失業ニ対シテモ
予メ適當ナル対策ヲ樹立スルコト
- 健康新法ヲ改正シ労務者ノ負担ヲ著シク増サザル方法ニ依リ家
族ニ対スル給付ヲ一層拡充シ尚長期疾病ニ対シテハ特別ノ健康保
険制度ヲ実施スルコト
- 四 一定規模以上ノ企業ニ対シ労務者住宅ノ建設ヲ命ジ得ルコトト
スルコト
- 労務者住宅ノ建設ニ必要ナル土地、資材及資金ノ入手ニ関シ政府
ハ必要ナル措置ヲ講ズルコト
- 尚労務者住宅ニ関シテハ防火施設、広場、運動場、俱樂部等ノ附
帯施設及綠化等ニ付一定ノ条件ヲ定メ之ヲ工場設置許可ノ条件ト
スルコト
- 女子労務者保護ニ関スル方策
- 一 女子労務者保護ノ為左ノ各項ヲ実施スルコトヲ要ス
記
- 一 女子ニ不適當ナル職種ヲ研究決定シ右職種ニハ女子ヲ就職セシメ
ザルコト
- 二 女子ヲ使用スル事業場ニ於テハ女子ノ作業及生活保護ニ必要ナ
ル諸施設ヲ充実セシメ施設ノ不完全ナル職場ニハ成ルベク女子ヲ
就職セシメザルコト

三 百人以上ノ女子ヲ使用スル事業場ニ於テハ女子タル労務係員ヲ設置シ女子ノ保護、指導及監督ニ当ラシムルコト

尚女子労務係員ノ養成方法ヲ講ズルコト

安全ニ関スル専門的研究ヲ行イ且之ニ関スル基礎知識ノ普及ヲ図ルハ災害防止ノ根幹ナルヲ以テ

(二)(一) 中央及地方ニ安全管理者安全委員ノ研究並ニ連絡ノ機関ヲ設置スルコト

四 各事業場ニ於ケル女子ノ教育ハ独リ労務者トシテノ教養ニ止マラズ母タリ主婦タルノ教養ニ重キヲ置キ一層徹底セシメルコト

五 妊産婦ノ保護ヲ徹底セシムル為産前四週間ニ於ケル使用ヲ禁止スルコト

尚健康保険法令ヲ改正シ出産手当ヲ相当増額スルコト

六 女子ノ就業時間ヲ可及的ニ短縮シ既婚者ニ就テハ昼業専門トスルコト

七 乳児ヲ有スル女子ニ付テハ其ノ授乳ニ関シ特別ノ考慮ヲ払ハシムルコト

災害防止ニ関スル方策

最近重工業化学工業等ノ發展特ニ著シキモノアルニ伴イ工場ニ於ケル各種災害亦激増ノ傾向ヲ示シ機械器具工場ニ於ケル新入工及女子ニ特ニ顯著ナルモノアリ生産力拡充ノ要請セラレツツアル現下ノ情勢ニ於テハ労働力ヲ維持スル為災害事故ヲ予防撲滅スルハ刻下ノ緊要事タリ従^クテ左記要綱ヲ參照シテ之ガ根本策ヲ確立スルト共ニ適正妥當ナル運営ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 危害予防装置無キ機械及器具ノ製作発売ヲ禁止スルコト
災害防止ノ目的ヲ達スル的確ナル手段ハ安全装置ノ完備セル機械及器具ノ製作販売ヲ禁止スル等ノ方策ヲ講ズル要アリ
二 工場危害予防及衛生規則ノ内容ヲ補足シ其ノ徹底策ヲ講ズルコト
ト
三 安全ノ研究及教育ノ制度ヲ整備スルコト

(四)(三)(二)(一) 中央及地方ニ於テ安全ニ関スル専門技術者ヲ充実スルノ要アリ
四 千人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニハ成ルベク専任ノ安全係員ヲ設置セシムルコト

五 行政機関ノ充実ヲ計ルコト

六 過労ノ防止ヲ図ルコト
中央地方ニ於テ安全ニ関スル専門技術者ヲ充実スルノ要アリ

七 服装ノ整備ヲ計ルコト
最近工場労働者過労ノ傾向アルニ鑑ミ労働時間栄養休養等ヲ合理化シ改善スルノ要アリ

八 安全運動ノ拡大強化ヲ図ルコト
災害ハ服装ノ欠陥ニ原因スルモノ多キヲ以テ業態別、作業別、性別等ニ応ジ適切ナル作業表ノ基準ヲ定メ之ガ普及策ヲ講ズルノ要アリ

安全問題ニ付テハ安全智識ノ普及徹底ヲ図リ之ニ対スル関心ヲ高揚スルガ効果的ナルヲ以テ
安全運動ニ關係アル民間団体ノ活動ヲ促進スルコト
安全模範工場ヲ選定シ其ノ業績ヲ紹介スルコト
安全週間運動ノ実施範囲ヲ拡大スルコト
安全運動上特種功績アルモノヲ表彰スルコト

(五) 安全競争ヲ普及獎励スルコト

安全映画ノ作成及活用ヲ図ルコト

巡回安全展覧会ノ施設ヲ設クルコト

(六) (七) 等ニ付適當ナル方策ヲ講ズルノ要アリ

未経験労働者ノ保護指導ニ関スル方策

工場ニ於ケル未経験労働者ニ対シ格別ノ保護指導ヲ加ヘ労務管理ノ適正ヲ図ルハ生産力拡充ノ見地ヨリ極メテ喫緊ノ要務タリ依而左記方策ノ実現ヲ図ル為適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

記

一 未経験労働者ノ範囲

未経験労働者トシテ保護スペキモノハ二十歳未満ノ者及女子ニシテ工場ニ雇傭セラレタル後三月ヲ経過セザル者トスルコト但シ他ノ工場ニ於テ三月以上労働ニ從事シタル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト

二 未経験労働者ノ労働時間

(一) 事業主ハ未経験労働者ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ就業セシメズ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超エルトキハ少クトモ三十分ノ休憩ヲ就業時間中ニ設クルコト

(二) 事業主ハ未経験労働者ニ対シ成ルベク深夜ニ於テ就業セシメザルコト

(三) 事業主ハ未経験労働者ニ対シ原則トシテ週休制ヲ採用スルコト

ト

(四) 災害事故等ニ依リ緊急ノ処置ヲ必要トスルトキハ就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廃スルコトヲ得ルコト

三 未経験労働者ニ対スル指導

(一) 未経験労働者ヲ雇傭スル事業主ハ指導者ヲ定ムルコト

(二) 指導者ハ未経験労働者ノ作業及生活ノ指導誘掖ニ任ジ特ニ産業報国精神ノ徹底ヲ図リ危害予防並ニ衛生ニ関スル智識ヲ授ケルコト

(三) 前項ノ指導ハ原則トシテ就業時間内ニ於テ行フコト
ト
指導者ハ未経験労働者ノ適性ヲ観察シ作業配置ヲ考慮スルコ

四 未経験労働者ニ対スル衛生ノ保護

常時百人以上ノ労働者ヲ使用スル工場ノ事業主ハ未経験労働者ニ対シ左ノ措置ヲ講ズルコト

(一) 未経験労働者ノ健康状態ヲ明カナラシムル為雇入ノ際又ハ就業ノ直後ニ於テ健康診断ヲ実施スルコト

(二) 健康診断ノ結果疾病ニ罹リ又ハ健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トル者ニ対シテハ爾後毎月一回健康診断ヲ行ウト共ニ療養労働ノ軽減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加ウルコト

厚生省発労第八〇号ノ二

諮詢 第二号

〔五一一七〕 昭和十五年三月二十五日労務管理調査委員会答申
昭和十四年十一月二十八日厚生省発労第八十号ノ二

諮詢

労務管理調査委員会

労務者不足ノ現状ニ鑑ミ作業能率ノ増進ヲ図ルノ要アリト認ム
仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小原直

詰問第二号二対スル第一次答申

作業能率ノ増進ヲ図ル為緊急実施ヲ要スル方策ニ付考究シ成案ヲ得タルモノヨリ順次答申スルコトトシ審議ヲ遂ゲタル結果鉱山特ニ石炭山ニ於ケル労務者ノ能率増進並ニ欠勤及移動防止、工場ニ於ケル欠勤及移動防止及生産増加運動ニ関シ成案ヲ得タルヲ以テ別紙ノ通及答申候也

「別紙」 鉱山特ニ石炭山ニ於ケル労務者ノ能率増進

並ニ欠勤移動防止ニ関スル方策

刻下鉱山ニ於ケル各般ノ資材ノ欠乏及労働力ノ不足ハ労務者ノ業務負担ヲ加重シ、剰ヘ採用標準ノ引下ハ労務者ノ体位及素質ノ低下ヲ來シ欠勤、移動ノ重要ナル原因ヲ為シ惹イテハ之ガ作業能率低下ヲ來ス重大ナル原因トナルヲ以テ兩者ノ対策ハ之ヲ併セ考慮スルヲ要ス、依而茲ニ當面ノ重要対策ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ實現ヲ図ル為適当ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

一 資材ヲ優先的ニ供給スル途ヲ講ジ左ノ事項ヲ実行セシムルコト

(1) 作業ノ機械化及安全化ヲ図ルコト

(2) 在坑時間ヲ能率的ニ使用シ得ルヨウ施設ヲ充分ニスルコト

(3) 作業用品（地下足袋、「カーバイト」等）ハ特ニ配給ヲ円滑ニスルコト

二 当分鉱山労務者ノ募集及紹介ヲ優先セシメ以テ鉱山労働力ノ充足ヲ期スルコト

三 鉱山労務者ノ移動ヲ防止スル為左ノ事項ヲ実施スルコト
(1) 従業者雇入制限令ノ運用ヲ徹底セシムルト共ニ其ノ目的達成ノ為ニ同令ニ対シ適當ナル改正ヲ図ルコト

(2) 労働手帳制度ヲ速ニ確立シ脱法者ノ絶滅ヲ期スルコト

四 作業条件ヲ適正ナラシムルコト

(1) 勞働時間及交替制ニ関スル法規ノ原則的規定ヲ遵守セシメ労務者ヲシテ過労ニ陥ラシメザルヤウ留意スルコト
(2) 地域別、事業規模別ニ関係者ヲ網羅セル調査機関ヲ設ケ作業別ニ最モ適當ナル労働時間、交替制及休日ニ関スル研究ヲ為サシメ之ガ実施ヲ励行セシムルコト尚欠勤移動ノ甚シキ鉱山ニ対シ鉱山診断班ヲ派遣シ之ガ原因ノ探究ニ資セシムルコト

(1) 坑内各部作業ノ聯繫ヲ円滑ニシ特ニ「箱縁リ」ヲ充分ナラシメ又坑口ヨリ作業現場ニ到ル時間ヲ短縮シ坑内滞留時間ヲ能フ限り実労働時間ニ近接セシムルコトニ特ニ留意スルコト
(2) 作業環境ヲ整備、改善シ特ニ坑内通気ニ留意シ以テ作業ヲ輕易安全ナラシムルコト

五 現在ノ住居ノ改善及増加セル労務者ノ為ノ住居ノ建設ニ必要ナル資材ノ供給及之ガ資金ノ調達ヲ迅速ニスル途ヲ講ジ以テ休養及有付改善ニ資セシムルコト

獨身労務者ノ為ニハ必ズ寄宿舎ヲ設クルコト

六 産業報国運動ヲ一層充実徹底セシムルコト

(1) 産業報国精神ヲ昂揚シテ國家産業人トシテノ自覚ト時局下ニ於ケル責務ノ重要性ノ認識ヲ徹底セシメ上下一体産業報国精神ヲ經營及労働ニ具現セシムルコト

(2) 幹部職員ヲシテ其ノ重責ト使命トニ省ミ自ラ範ヲ垂レ熱誠ヲ以テ部下ノ統卒指導ニ当ラシムルコト

(3) 産業報国精神ヲ昂揚スル為講習、講演、懇談、映画等凡ユル方法ヲ講ズルコト

(4) 従業員全体ヲシテ日常規律アル生活ヲ為サシムルヤウ指導スルコト

(5) 適宜禁酒運動ヲ展開シ特ニ青少年ノ禁酒ヲ励行セシムルコト

(イ) 寄宿舎ニハ適當ナル舍監ヲ置キ指導監督セシムルコト

(ト) 時金、国許送金ヲ獎励スルコト

(イ) 冠婚、葬祭、送迎等ノ行事ヲ嚴肅且簡素ニシ之ガ為濫リニ業務ヲ怠ラシメザルコト

(リ) 生活刷新運動ハ労務者ノ家族ハ勿論其ノ部落民全般ニモ之ヲ及ボシ其ノ協力ヲ求ムルコト

七 現在ノ賃金、賞与、其ノ他ノ給与ニ関スル制度ニ付検討ヲ加ヘ

更ニ鉱山労務者ノ為ノ国嘗年金制度ヲ樹立スルコト

八 新入坑夫ノ有付指導ニ關シテ左ノ事項ニ付特別ノ配慮ヲ為スコト

(イ) 技術及安全ニ關スル教育ヲ充分ニセシムルコト

(ロ) 健康保護特ニ身体虛弱者ニ対シテ特別ノ注意ヲ払ハシムルコト

(ハ) 適任ナル係員ヲ選任スルト共ニ其ノ教養、養成ニ付特ニ留意セシムルコト

九 坑内労働ハ特ニ体力ヲ必要トルヲ以テ栄養ノ補給ニ留意セシムルコト

十 鉱山労務者中勤務成績特ニ優秀ナル者ニ対スル功劳表彰制度ヲ実施スルコト

十一 以上ノ外衛生、娛樂、福利施設等ニ付テ積極的ニ施設ヲ講ズルコト

工場ニ於ケル欠勤及移動防止ニ關スル方策

工場ニ於テ最近増加ノ傾向ニアル欠勤及移動ハ労務者ノ身体虛弱、過勞及怠慢竝ニ労務管理ノ欠陥ニ基因スルコト多シ依而之ガ當面ノ重要対策トシテ左ノ項目ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ實現ヲ圖ル為適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

第一 欠勤防止対策

一 身体虛弱者ニ對スル健康増進ヲ図ルコト

近時労働力ノ不足ニ基キ比較的身体強健ナラザル者ガ多数工場ニ採用セラレ其ノ為欠勤ノ增加ヲ來シツツアル実情ニ鑑ミ採用時ニ於ケル健康診断ヲ励行スルト共ニ特ニ左ノ方策ヲ講ズルコト肝要ナリ

(イ) 体位向上ノ目的ニ合致スル適當ナル体育運動ヲ普及励行セシムルコト

(ロ) 栄養食ノ普及ヲ図ルコト

(ハ) 規則的生活特ニ早寝早起ニ付指導ヲ為スコト之ガ為ニハ適當ナル寄宿舎ニ成ルベク多数収容スルコト

(二) 適當ナル巡回衛生指導員制度ヲ設ケ発病者ニ対シ家庭ニ於ケル健康保護上ノ指導ヲ與ヘシムルコト

(三) 健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トル者ニ対シテハ療養、労働ノ輕減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加ウルコト

(二) 従業者一般ノ疲労ノ蓄積ヲ防止スル為ニハ実労働時間ヲ長力ラシムルコトガ欠勤ヲ增加セシムル有力ナル原因ト為レルコトニ鑑ミ特ニ左ノ諸点ニ付考慮ヲ為スコト

(イ) 適當ナル労働時間、交替制及休日ニ付研究ヲ進メ昼食休憩時間ヲ少クトモ四十五分トスルコト

(ロ) 重筋労働又ハ單調作業ニ対シテハ適當ナル休憩時間ヲ設クルコト

(イ) 交通機関ノ混雜ヲ緩和スルコト

(ロ) 夏冬ノ始業時刻ヲ適當ニ區別スルコト

三 従業者ノ生活指導ニ努メ特ニ指導ハ若年独身者ニ主力ヲ注グ

コト

(1) 寄宿舎ヲ設ケ適當ナル監督指導者ヲ置クコト

(2) 主要ナル労働者住居地区毎ニ公開俱楽部ヲ設ケ生活指導ノ中心ト為スコト

(3) 適宜禁酒運動ヲ展開シ特ニ青少年ノ禁酒ヲ励行スルコト

四 産業報国運動ヲ一層充実徹底セシムルコト

(1) 産業報国精神ヲ昂揚シテ國家産業人トシテノ自覺ト時局下ニ於ケル責務ノ重要性ノ認識ヲ徹底セシメ上下一体産業報國精神ヲ經營及労働ニ具現セシムルコト

(2) 幹部職員ヲシテ其ノ重責ト使命トニ省ミ自ラ範ヲ垂レ熱誠ヲ以テ部下ノ統率指導ニ当ラシムルコト

五 待遇ヲ適正ナラシムル為左ノ方策ヲ執ルコト

(1) 適性検査ヲ励行シ適材ヲ適所ニ配置スルコト

(2) 賃金制度ヲ適正ナラシムルコト

六 安全衛生施設ヲ徹底セシムルコト

七 世話係ヲ拡充シ家庭訪問ヲ行ヒ欠勤調査其他家庭的ノ世話、官署ニ対スル手続ノ代行等ヲ行ハシムルコト

八 工場診断ヲ実行スルコト

特ニ欠勤率高キ工場ニハ工場診断班ヲ派遣シ當該工場ニ於ケル欠勤原因ヲ研究シ改善策ヲ提出セシメ當該工場ニ之ガ実行ヲ期セシムルコト

第二 移動防止対策

一 現行従業者雇入制限令改正等ノ措置ヲ講ジ労務者ノ移動防止ノ徹底ヲ期スルコト

二 労働手帳制度ヲ速ニ確立シ脱法者ノ絶滅ヲ期スルコト
三 厳重ナル移動制限ヲ実行スル反面ニ於テ採用時及採用後ニ於ケル従業者ノ適性検査ヲ励行シ事業ノ内外ヲ通ジテ不適性従業

者ヲ適職ニ転ゼシムルヤウ特別ノ考慮ヲ払ウノ要アリ
四 賃金統制ヲ拡大スルト共ニ適當ナル勤続加給制度ノ採用ニ付考慮スルコト

不当ナル高賃金ニ依ル誘惑ヲ抑制スル為ニ現在ノ未經驗労働者ニ對スル賃金統制ヲ拡大スルト共ニ経験労働者ニ對シテモ賃金統制ヲ行ヒ更ニ現在普及ヲ見ツツアル勤続加給制度ニ付適當ニ考慮ヲ払ウトキハ移動防止ニ効果アルベシ
(移動防止対策中工場ノ内部的原因ニ関聯スルモノハ第一欠勤防止対策ト共通ナルヲ以テ右ニハ専ラ社会的事情ニ因ル移動ヲ防止スル為ノ方策ノミヲ掲ゲタリ)

生産増加運動ニ関スル方策

現下物資並ニ労力ノ不足ヲ克服シ作業ノ改善ト生産力拡充ヲ圖ル為メニハ単ニ管理者側ノ努力ノミナラズ全従業員ノ知的動員ヲ行ヒ生産増大ニ協力ヲ促スヤウ導クトハ極メテ緊要ナリ依而之ガ具体策トシテ左ノ項目ノ掲ゲタルヲ以テ之ガ実施ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

一 提案制度ノ実施普及化

各事業場ニ提案制度実施ノ普及ヲ図リ以テ一般従業員側ノ智的參加ヲ促シ生産ノ增大ト事業ノ改善ニ資スルコト

各事業場ニ於テ苟モ事業改善ノ上ニ必要ナリト思ウコトハ進ンデ提案セシメ改善ニ有効且適切ナルモノハ些細ナルコトモ採用実施シ提案者ニハ賞ヲ与エテ不断ニ自発的提案ヲ奨励スル提案奨励制度ヲ設ケシムルコト

二 考案ノ表彰

従業員ノ提案中特ニ優秀ナル具体的な考案ニ対シ府県、國家又ハ適當ナル団体ニ於テ表彰スルコト

三 無駄防止運動ノ実施

- 作業上ニ於ケル時間、労力、動力、原材料、設備其他万般ノ無駄ヲ排除シテ産業報國ノ実ヲ挙ゲシムルコト
(1) 各事業場ニ無駄防止委員又ハ係ノ設置ノ促進
(2) 無駄ナシ週間ノ開催
(3) 無駄ナシ展覧会等ノ開催

一 指導目標

青少年労務者ヲシテ生新潑刺タル教育的環境ノ中ニ團体生活ヲ営マシメ産業報國精神ヲ基調トスル人格ノ鍛磨、体力ノ増強並ニ技術ノ向上ヲ図リ以テ職分奉公ノ実ヲ挙グベキ産業報國運動ノ真ノ中核タラシムルニ在リ

二 指導方法

(一) 産業報國青年隊ノ結成

青少年ノ勤労生活ヲ規律シ産業報國運動ノ中堅的活動ヲ遺憾ナク遂行セシムルト共ニ搖ギナキ国民組織ノ中核タラシムル為ニ産業報國会毎ニ二十五歳以下ノ産業報國会員ヲ以テ産業報國青年隊ヲ結成セシム各産業報國青年隊ニハ概ネ三十歳前後ノ優秀ナル産業報國会員ヲ上位指導者トシテ配置シ下位指導者ニハ青年隊員中ヨリ優秀者ヲ選抜シテ之ニ当ラシムルコト

(二) 産業報國青年隊少年部

産業報國青年隊員中歲二十歳未満ノ者ハ少年部員トシ其ノ組織ノ本部タル宿舎ニ於テ集団生活ヲ為サシムルモノトス但シ特殊ノ事情ヲ有スルモノハ両親ノ膝下ヨリ通勤スルコトヲ認メ適宜合宿訓練、幕營等ヲ実施スルコト

(1) 趣旨

産業報國精神ノ真髓ヲ体得シテ之ヲ日々ノ業務ニ顕現セシメンガ為ニ青少年ヲシテ進取潑刺タル集団ノ雰囲氣ト快適ナル教育的施設ノ世界ニ生活セシメ以テ苦樂ヲ共ニシツツ意志ヲ練リ技術ヲ研鑽シ歛ビニ至ル建設的生活ヲ當マシムベキモノトス

- 青少年労務者生活指導ニ關スル方策
時局産業ノ急激ナル進展ニ依リ青少年労務者ノ增加著シキモノアリ青少年労務者ハ労働力ノ根幹タルヲ以テ其ノ資質ヲ向上セシムルコトハ真ニ緊切ノ要務ナリ依テ左記要綱ニ依リ之ガ生活指導ノ完璧ヲ期スルコトヲ要ス

記

(2) 指導者

産業報國青年隊少年部ニハ部員五十人ニ付一人ノ割合ヲ以テ

指導者ヲ置クコト

右指導者ハ同時ニ少年部宿舎ノ舍監タラシムルコト

員トシ産業報国集会所ヲ拠点トシテ生活指導ヲ為スコト
指導者

(イ) 施設

(甲) 少年部宿舎

(1) 宿舎ハ衛生的見地ヨリ遺憾ナキヲ期スルコト

(2) 舎内ニハ少年部員全員一齊勉学ニ支障ナキヨウ勉強机及椅子等ヲ設備シ置クコト

(3) 少年部員數ニ応ジ活用上十分ナル屋外運動場及体育館(雨天体操場)ヲ設クルコト

(4) 全員一齊ニ収容シ得ル講堂ヲ設ケ特ニ映画上映ノ為ノ配慮ヲ為シ置クコト

(5) 食堂ヲ設ケ食事ヲ栄養食ト為スコト

(6) 技術ニ関スル参考書及一般教養ニ関スル図書ヲ備ヘタル図書室ヲ設クルコト

(7) 蓄音機ノ設備アル大談話娯楽室ヲ設クルコト

右ノ少年部宿舎ハ大産業報国会ニ在リテハ単独ニ之ヲ設置シ経営セシムルコト

中小産業報国会ニ在リテハ共同ニテ之ヲ設置セシメ経営ハ道府県産業報国聯合会ガ管掌スルコト

(乙) 幕舎

道府県産業報国聯合会ハ環境ヲ選ビテ幕舎ヲ設置シ管下産業報国青年隊少年部員ノ屋外集團訓練ノ道場タラシムルコト

右幕舎ハ青年部員ニモ之ヲ利用セシムルコト

産業報国青年隊青年部

産業報国青年隊員中二十歳以上二十五歳以下ノ者ハ之ヲ青年部

(三)

員トシ産業報国集会所ヲ拠点トシテ生活指導ヲ為スコト
指導者

(イ) 施設

(甲) 産業報国集会所

(1) 技術ニ関スル専門書、参考書及一般青年向教養書ヲ備ヘタル図書室ヲ設クルコト

(2) 各種講習会ノ会場ニ当ツベキ講堂ヲ設ケ特ニ映画上映ノ為ノ配慮ヲ為シ置クコト

(3) 技術及教養向上ノ研究方法並ニ保健ニ関シ相談ニ応ズル一室ヲ設クルコト

(4) 各種懇談会、座談会、研究会等ノ会場ニ充ツベキ小集会室ヲ成ル可ク多ク設クルコト

(5) 卓球、籠球等ノ設備ヲ有スル体育室ヲ設クルコト

(6) 娯楽室、音樂室、新聞雑誌閲覧室、食堂等ヲ設クルコト

(乙) 幕舎

少年部員集團訓練施設タル幕舎ノ活用ヲナスコト

(四) 産業報国青年隊女子部

産業報国青年団員中ノ女子ニ関シテハ別ニ女子部ヲ設ケ其ノ指

ハ一般労務者ノ教養ニ意ヲ用フル等青少年労務者生活指導上
ノ障礙ヲ除去スルコト

(イ) 其ノ他社会各方面ニ対シ青少年労務者生活指導ニ関スル協

(五) 産業報国青年隊道府県本部並ニ全国本部ノ設置

各産業報国青年隊ヲ指導スル為道府県産業報国聯合会ニ青年隊

道府県本部ヲ産業報国中央機関ニ青年隊全國本部ヲ設クルコト

(六) 産業報国青年隊指導者養成機関ノ設置

(1) 目的

常ニ自ラ卒先垂範シ心身両面ニ亘リ全人のニ青少年ノ指導ニ

当リ得ベキ上位指導者ヲ養成スルコト

(2) 入所資格

年齢概々三十歳以下ノ労務者又ハ職員ニシテ産業報国会並ニ

道府県産業報国聯合会ノ推挙ニ係ルモノナルコト

(3) 教育期間

三月以上トスルコト

(4) 教育方針

國体ノ本義ニ基ク労働觀ヲ体得セシムルト共ニ青少年ノ全人
的指導ヲ為スニ足ル教養ヲ學ト行トノ両面ヨリ与ヘ信念ト実
踐力ヲ養ハシムルコトニ眼目ヲ置クコト

右ノ指導者養成機關ハ教養ニ關スル答申中ノ指導者養成機関
ノ一部門タラシムルコト

(七) 其ノ他

青少年生活指導ノ実ヲ擧ゲル為ニハ以上ノ方策ヲ実施スルノ外
指導ノ任ニ當ル者ヲシテ左ノ事項ニ留置シ指導ノ完璧ヲ期セシ

ムルコト

(1) 家庭ニ対シテハ常ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト
(2) 青少年労務者ノ努力ト能力ニ応ズル向上発展ノ途ヲ講ジ或

(附) 産業報国青年隊ノ事業トシテ実施スベキ事項概メ

左ノ如シ

兵営生活 兵営生活見学 閲団 聯合演習 合同体操 合同自転車
訓練 野外行進 市街行進 防空演習 勤労奉仕作業 軍人援護事
業 体験発表会 研究発表会 一人一研究展覧会 安全展覧会 生
産過程ニ關スル展覧會 読書会 体育大会 相撲大会 競技会 青
年徒步旅行 映画会 音楽会 吹奏樂團 詩吟会 演劇会 機関紙
發行

体育ニ關スル方策

産業体育ハ労務者ノ体力増強ヲ期スルト共ニ心身ノ陶冶及団体的訓
練ヲ目的トシ其ノ一般体育ト異ル点ヲ考慮シテ適當ナル方法、技術
等ヲ考究シ組織的、継続的ニ行ハシムルコト肝要ナリト認ム仍テ差
当リ左記要綱ニ依リ之ガ普及徹底ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 体育指導ノ組織

(一) 産業体育ノ綜合的指導ヲ図ル為産業報国中央本部ニ之ガ指導
機関ヲ設クルコト

(二) 体育指導ヲ徹底セシムル為道府県産業報国聯合会ニ産業体育
指導職員ヲ設置セシムルコト

(三) 体育ヲ組織的ニ実施セシムル為當時五十人以上ノ労務者ヲ使
用スル事業場ニ体育指導主任者ヲ置キ当該事業場ノ体育ニ關シ

統轄指導ノ任ニ当ラシムルコト

(四) 右体育指導主任者ノ下ニ五十人又ハ一職場ヲ単位トシ職員又ハ労務者中ヨリ適任者ヲ選ビ体育指導係ト為シ日常ノ体育実践

指導ニ当ラシムルコト

(五) 常時五千人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニ於テハ前二号指導者ノ外体育ニ関スル専門的知識技能ヲ有スル指導者ヲ置カシムルコト

二 体育施設ノ整備

(一) 道府県産業報国聯合会ヲシテ適當ナル体育施設ヲ設置セシムルコト

(二) 事業場ノ規模種類等ニ応ジタル体育施設ノ標準ヲ研究決定シ之ガ設置ヲ勧奨スルコト

中小事業場ニ於テハ右体育施設ハ共同ニテ設置スルモ可ナルコト

(三) 政府ハ体育施設ニ関シ低利資金、資材ノ斡旋ニ付配慮スルコト

三 体育実施ノ強制

(一) 常時五十人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニ対シ原則トシテ就業時間中十五分以内ノ体操ノ実施ヲ命ズルコト

五十人未満ノ事業場ニ於テモ簡易ナル体操ヲ実施スルヨウ勧奨スルコト

(二) 青少年労務者ニ付テハ右ノ外体育訓練ノ方法ヲ考究シ之ガ強制ノ方途ヲ講ズルコト

四 体育指導員ノ養成

体育指導者ノ養成及再教育ノ為講習ヲ行ヒ尚之ガ恒久的ノ養成期間ノ整理ニ付考究スルコト

栄養ニ関スル方策

労務者ノ栄養改善ノ実ヲ掲ゲル為ニハ食糧ノ計画的生産並ニ配給ヲナスト共ニ炊事施設ノ改善栄養食調理ニ関スル技術者ノ整備並ニ事業主、労務管理者、労務者及其ノ家族ノ栄養知識ノ向上ヲ図リ適正ナル食物ヲ摂取セシムルコト肝要ナリ仍テ政府ハ速ニ食糧政策ノ確立ヲ図ルノ要アルモ之ト併行シテ左記要綱ニ依リ栄養改善ノ方途ヲ講ズルコトヲ要ス

一 指導機関ノ整備

(一) 産業報国中央本部ニ労務者栄養ニ関スル指導機関ヲ設ケ労務者ノ栄養指導ヲ行ハシムルコト

(二) 道府県産業報国聯合会ニ栄養改善指導職員ヲ設置シ栄養相談所及栄養巡回指導班ヲ設ケシムルコト

二 栄養標準ノ制定

右指導機関ヲシテ労務者ノ性別、年齢別及労働ノ強度等ヲ綜合シテ適當ナル種別ヲ設ケ夫々労働力保持上必要ナル栄養標準ヲ決定シ労務者ノ栄養指導ノ基本タラシムルコト

三 栄養炊事場及食堂ノ拡充整備

(一) 常時五百人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニハ栄養食調理ノ為ノ炊事場ヲ設ケシムルコト

(二) 前項以外ノ事業場ニハ単独又ハ共同ニテ右ノ炊事場ヲ設ケシムルコト

(三) 右炊事場ニハ栄養食調理ニ関シ一定ノ知識及技能ヲ有スルヲ置カシムルコト

(四) 右炊事場ニハ労務管理者、工場医、炊事係員、労務者其ノ他

適當ナル者ヲ以テ労務者ノ食事ニ関スル委員会ヲ設ケ栄養ノ改善ヲ図ラシムルコト

(五) 各事業場ニハ食堂ヲ設ケシムルト共ニ少クトモ四十五分ノ食事時間（食後ノ休業時間ヲ含ム）ヲ与ヘ之ニ対シ適當ナル指導ヲ為サシムルコト

四 栄養食調理ニ関スル技術者ノ整備

(一) 栄養食調理ニ関スル技術者ノ養成及再教育ノ為ニ講習ヲ行ヒ尚恒久的養成機関ヲ拡充スルコト

(二) 食物ノ献立及調理ニ關シ一定ノ知識及技能ヲ有スル者ニハ栄養士、食物ノ調理ニ關シ一定ノ技能ヲ有スル者ニハ調理士ノ称号ヲ与フルコト

五 炊事場ノ取締

中毒若ハ伝染病患者ヲ出シ又ハ栄養価値ノ乏シキ食事ヲ給スルガ如キ弊害ヲ隊ク為左ノ事項ヲ内容トスル取締規程ヲ制定スルコト

炊事場ノ設置ニハ許可ヲ受ケシムルコト

調理場ノ建築及設備ニ付一定ノ規格ヲ設クルコト

炊事從業員ヲシテ毎月一回以上健康診断ヲ受ケシムルコト

食料品及食器ノ消毒ヲ為サシムルコト

不適當ナル献立表ノ変更ヲ命ジ得ルコト

六 栄養知識ノ普及

(一) 産業報国中央本部道府県産業報国聯合会及ビ産業報国会ヲシテ講演会、映画会、展覧会、試食会其ノ他適宜ノ方法ニ依リ事業場及労務者ノ家庭ヲ対象トシテ栄養知識ノ普及徹底ヲ図ラシムルコト特ニ事業主及労務管理者ノ理解ヲ深ムルコト

四、技能競争ノ実施

労務者ヲシテ各自ノ技能ヲ高メ優良品ヲ多量ニ生産スルコトガ職分奉公ノ所以ナルコトヲ自覺セシメ技能競争ヲ行ヒ各自ノ技能ノ練磨向上ヲ図ラシムルコト
(1) 工場又ハ事業場ノ産業報国会ヲンテ技能競争ヲ行ハシムル為技能競争委員ヲ選定セシメ参加資格ニハ制限ヲ設ケズ（但シ青年工ノ参加ニ主眼ヲ置クコト）年一回又ハ二回之ヲ実施シ成リ指導ヲ為シ家庭ニ於ケル炊事改善ヲ図ラシムルコト

(三) 現時ニ於ケル米穀ノ需給状況ニ鑑ミ地方ノ実情ニ即シ他ノ食糧ニ依ル合理的ナル郷土献立ヲ獎励普及セシムルコト

昭和十五年八月二十七日労務管理調査委員会第二次 詮問 答申 昭和十四年十一月二十八日厚生省発労第八十号ノ二

「五一十九」昭和十四年十一月二十八日厚生省発労第八〇号ノ二 詮問 詮問 第二号 厚生省発労第八〇号ノ二 労務管理調査委員会 勞務者不足ノ現状ニ鑑ミ作業能率ノ増進ヲ図ルノ要アリト認ム仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ
昭和十四年十一月二十八日 厚生大臣 小原直

詮問第二号ニ對スル第二次答申

生産増加運動ニ關スル事項中技能競争実施方策

裏ニ答申シタル生産増加運動ニ關スル方策中ニ左ノ事項ヲ加フルコト

績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

単独ニ技能競争ヲ行フニ不便ナルモノニツイテハ地方別、業務別ニ聯合シテ之ヲ行ハシムルコト

(口) 道府県別技能競争ノ計画樹立竝ニ之ガ実施ヲ為スタメ道府県

産業報国聯合会ヲシテ技能競争地方委員ヲ選任セシメ工場又ハ

事業場ニ於ケル技能競争入賞者ノ参加ヲ主トシ年一回之ヲ実施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

(イ) 全国的技能競争ノ計画樹立竝ニ之ガ実施ヲナスタメ中央ニ技能競争ノ中央機関ヲ設ケ産業別職種別ノ技能競争中央委員ヲ選任セシメ地方別技能競争入賞者ヲ参加セシメ東京ニ於テ一年一回之ヲ実施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

諮詢第一号関係中諮詢第二号関係ト共通ノモノ

教養ニ関スル方策

労働力ノ維持並ニ作業能率ノ増進ヲ図ル為ニハ産業人ニ對シ産業報國精神ニ基ク教育ノ徹底ヲ期スルコト緊急ナリ依テ政府ハ速ニ左記要綱ニ依リ之ガ実施ヲ図ルコトヲ要ス

記

一 教養ノ目標

産業人ヲシテ我ガ國体ニ基ク労働觀ヲ確立セシメ之ヲ業務並ニ日常生活ニ顯現シ以テ産業報國ノ実ヲ挙ゲシムルニ在リ

二 教養ノ方法

教育ノ実ヲ挙グル為ニハ前項ノ根本精神ニ基キ凡ユル機會ヲ通ジテ之ヲ行フベキモ概ネ左ノ方法ニ依ルモノトス

尚各事業場ニ教育ニ關スル部局ヲ設ケシメ最高幹部ヲシテ之ニ担当シムルコト

(一) 作業ヲ通ジテ行フ教育

(イ) 作業ハ即チ報國ノ実践ニシテ製品ハ人格ノ表現ナルコトヲ知ラシメ全人格ヲ之ニ投入セシムルコト

(口) 工具ハ依テ以テ報國ノ実ヲ挙グルノよすがタルコトヲ知ラシメ常ニ愛護尊重セシムルコト

(イ) 資材ヲ愛護節約セシムルコト

(口) 作業場ノ整理、整頓及美化ヲ圖セラシムルコト

(イ) 日常ノ行事ヲ通ジテ行フ教養

(二)

朝礼規律

毎日定刻ニ適宜ノ場所ニ集合シ宮城遙拝並ニ朝ノ挨拶ヲ行ヒ必要ニ依リ幹部訓話又ハ伝達ヲ行フコト

(口) 四大節及興亞奉公日

作業開始前又ハ國民奉祝時間其ノ他適當ナル時間ニ全員集合

整列シ式ヲ行ヒ訓話ヲ為スコト

学校其ノ他ノ施設ヲ通ジテ行フ教養

(イ) 大事業場ニ設置スベキ教養施設

(1) 私立青年学校

一 学級ヲ編成スルニ足ル青年学校就学年齢該當者ヲ常時使用スル事業場ニ私立青年学校ヲ設置セシムルコト

(2) 職長養成又ハ再教育施設

事業場ニ於ケル職長ノ人格並ニ統御力ハ全事業場ノ作業能率ヲ左右スルコト大ナルヲ以テ一定規模（従業員一千人以上）ノ事業場ニ對シ組織的ナル職長養成又ハ再教育施設ヲ設ケシムルコト

(3) 技術員養成施設

一定規模（従業員一万人以上）ノ事業場ヲシテ技術員養成施設ヲ設ケ實際ヲ体験セル工員ニ学理ヲ教へ向上ノ途ヲ開

カシムルコト

(4) 管理者見習実習施設（作業場実習）

大学専門学校卒業直後ノ技術系統ノ従業員ヲシテ将来実力ヲ以テ部下ヲ卒ヒ生産管理ヲ果シ得ルヤウ少クトモ六月以上作業場実習ヲ課セシムルコト

(5) 中小事業場ニ於テ行フ教養施設

(1) 未成年労務者教育ニ関シテハ左ノ方法ニヨラシムルコト

(a) 未成年労務者二十人以上ヲ有スル事業場ニ於テハ事業場毎ニ未成年労務者ノ教育機関ヲ設ケ幹部工教育ノ任ニ当リ事業場ノ既存設備（食堂、作業場）ヲ利用シ其ノ事業場ノ風格ニ合フ教養ヲ行ヒ講師ノ一部ハ数事業場共同ニテ依頼セシムルモ可ナルコト

(b) 未成年労務者二十人未満ノ小事業場ニ於テハ共同ニテ未成年労務者ノ教育機関ヲ設ケ成ル可ク寄宿ノ設備ヲ附属セシメテ実習ハ各事業場ニ於テ行ハシムルコト

(2) 職長ノ教育ノ為ニ共同ノ施設ヲ設ケシムルコト

(3) 官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ行フ教養施設

(1) 幹部工員養成所ノ設置

(2) 職長教育ヲ受ケタル者ノ中更ニ優秀者ヲ選抜シテ一層高度ノ教育ヲ施シ職長教育ノ指導者トスル為ニ官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ幹部工員養成所ヲ設置スルコト

(2) 管理者養成所ノ設置

(3) 教養ノ実ヲ挙グル為ニハ各事業場ニ於ケル労務管理及生産管理ニ當ルベキ者ニ優秀ナル人物ヲ必要トスルヲ以テ官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ管理者養成所ヲ設置スルコト

第一 産業報国会ヲシテ不取敢実施セシメテ然ルベキ事業
一 教養ニ関スル方策ノ実施
(二)(一) 一般会員ノ教養ノ実施
記

労働力ノ維持培養並ニ作業能率ノ増進上実施スベキ方策ニ関シテハ成案ヲ得タルモノヨリ逐次及答申置キタル処答申シタル方策其ノ他ニシテ産業報国会、同道府県聯合会及同中央本部ヲシテ実施セシムベキ事業ハ産業報国運動ノ進展ニ即応シテ増加致スベキモ不取敢実施セシメテ然ルベキモノ左記ノ通ト認メラルヲ以テ之ガ普及徹底ヲ図ルコトヲ要ス

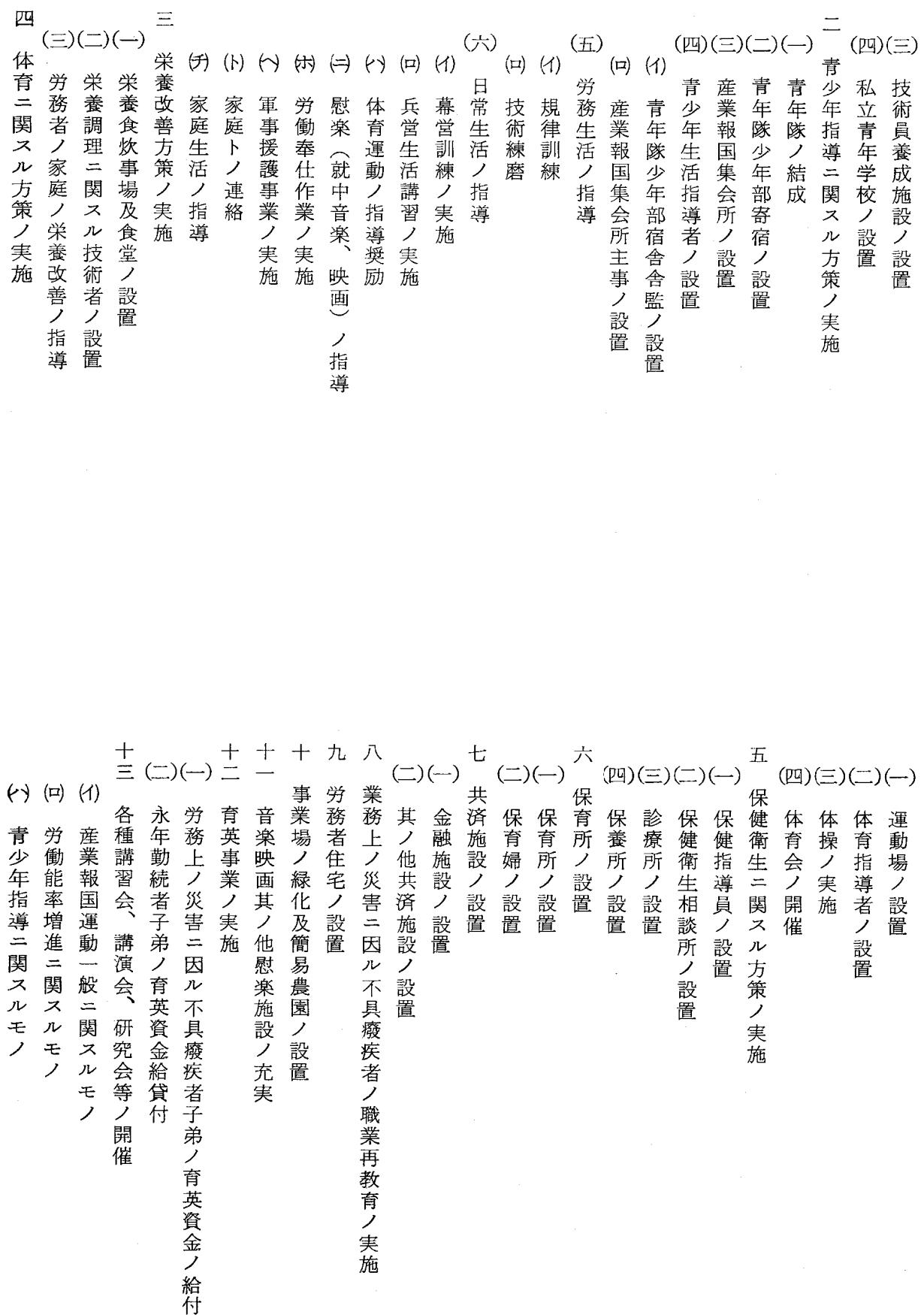
(六)(五)(四)
(1) 図書室ノ設置
文書ニ依ル教養
映画ニ依ル教養
講習会講演会又ハ道場ニ依ル教養

設置スルコト

(2) 巡回文庫ノ設置

事業場ノ規模ニ応ジ適當ノ図書室ヲ設ケ修養、産業、技術、歴史、文芸等ニ関スル書物ヲ備ヘ閲覧セシムルコト

全産業人ヲシテ産業報国ノ実ヲ挙ゲシムル為ニハ教養指導ノ任ニ当ル者ニ其ノ人ヲ得ルコト最モ肝要ナリ依テ之ガ養成ノ為ニ官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ指導者養成所ヲ設置スルコト



(六) 音樂教育

三 栄養改善ニ関スル方策ノ実施
(一) 栄養食ノ普及奨励

(2) 養成義務員数ノ告示ハナルベク早ク発表サレタシ

昭和十五年十二月十日

(五一一〇) 日本工業協会々長ヨリ厚生大臣宛建議

養成令実施上至急措置ヲ要スト認ムルモノ

建議

日本工業協会ハ、現下生産力拡充上技能者養成ノ重要性ヲ認め、本年三月職工養成研究会ヲ設ケ、主要工場ニ於イテ直接技能者養成ヲ担当スル権威者ヲ委員ニ委嘱シ、拾数回会合ヲ重ネ、慎重審議ヲ行イタル結果、養成令実施上至急措置ヲ要スト認ムルモノ有之候間別記ノ諸件ニ対シ、適當ナル御处置相煩度此段及建議候也

昭和十五年十二月十日

日本工業協会

厚生大臣 金光庸夫殿

記

一、養成工募集ニ關スル件

(1) 職業紹介所ニ於イテ技能者養成工トシテ推薦スル者ニ対シテ

ハ其選抜ニ際シ特ニ次ノ事項ヲ注意セラレタシ

ア、資質優良ナラザルモノ特ニ体格不良ノモノヲ推薦セザルコト

イ、求職者ガ推薦サレルコトヲ希望スル工場ニ縁故者即チ父兄

又ハ保護者ガ在勤スル場合ニハ成ルベク其ノ希望ヲ容レルコ

ト

ウ、職種ハ会社ニ於テ適材適所ヲ慎重ニ研究シテ決定サルベキモノデアルカラ其ノ職種ノ決定ハ会社ニ一任スルコト

二、本省地方庁ニ専任ノ指導官ヲ設ケ、適正ナル監督ヲ期セラレタシ

シ

三、高等小学校教員ニ技能者養成令ノ趣旨ヲ徹底セシメ職業指導及び就職後ノ移動防止ニ協力セシメラレタシ

四、労働手帳制度ヲナルベク早く実施セラレタシ

五、現行規則ニ於イテハ職種別養成人員ヲ六月一日現在ニ於イテ届ケ出ヅルコトトナリ居ルモ、職種決定ハ慎重ナル考慮ト調査ヲ要シ、相當時日ヲ必要トスルヲ以テ、職種別人員ニ就イテハ十月一日現在ニ於イテ届出ルコトニ改メラレタシ

六、養成工ノ養成中、病氣其ノ他ノ事故ニヨリ、長期間養成ヲ停止シタル場合ハ、ソノ期間ヲ養成期間ヨリ除外シ得ルコトニサレタシ

シ

七、技能者養成令ニヨル養成工又ハ終了者ニ対シ其技能ヲ向上セシメル目的ヲ以テ技能競技会等ヲ開催サレタシ

八、実習指導者ノ養成ハ其ノ養成方法ヲ能率的ナラシムルト共ニ之ヲ統一スル必要アルヲ以テ国家的施設ニヨリ短期教育ヲ実施サレタシ

本件ニツキテハ現在ノ東京、大阪、名古屋ニアル各国立機械工業成所ヲ之レニ当ツルモ一案ト考エラル

九、養成工ノ養成ニ要スル施設ニ対シテハ青年学校ト同様ニ租税公課ヲ免除サレタシ

十、現行技能者養成令ハ金属工業ニ於イテハ養成工ノ年齢、養成期

間、養成人員等ノ点ニ於イテ、実施上困難ノ点アリト認メラルヲ以テ適當ナル改正ヲ考慮サレタシ

本件ニツイテハ日本製鉄株式会社ヨリ提出ノ意見書ヲ参考ニ添付ス

製銑製鋼業ニ於ケル技能者

養成ニ関スル意見書

日本製鉄株式会社

一、養成義務員数並ニ養成期間ニ就テ

製銑、製鋼、圧延等ノ作業ハ其性質上、機械工作業ト左記諸点ニツキ異ナルヲ以テ養成令ニヨル養成義務員数及其期間ノ設定ニハ重筋高熱危險作業ナルガ故幼少年ニテハ困難ナル事、作業ノ工程中ニ化学反応ガ附隨シコレガ判断ニハ高級ノ智識ト経験ヲ必要トル事ノ外左記ノ点ニ特別ノ考慮ヲ払ワレタシ

機械工作作業

製銑製鋼作業

製品一ツ一ツヲ仕上げテ行ク

製品ガ連続的ニ出来テ來ル

単位機械ニ從事スル人員ガ一人

単位設備ニ從事スル人員ガ多数乃至數人

従ツテ従事スル者ノ個々ノ技量ガ直チニ製品ノ品質向上ニ影響スル

一級技能者ヲ増セバ之ニ正比例シテ工場トシテノ能率ガ上ル（一級技能者多々益々辨ス）

单一機械ニヨリ仕上ゲル品物ノ種類ヲ多ク知ラネバナラヌ

单一設備デ仕上ゲル製品ノ種類ハ少ナイ（例エバ平炉デ電気炉製品ハ出来ヌ如キ）

養成令ハ中堅工ノ養成ヲ目標トシテイルガ之ヲ職業能力申告令ニヨル一級ニ相当スルガ如キモノヲ中堅工トスルナラバ製銑製鋼業

ニ於テハ七乃至八%ナリ、單ニ之等ノ補充ヲ養成スルニ止ルトスレバ此率ノ更ニ幾%カノ程度デ足ルコトトナル。仮ニ一〇%ト見做テモ一%ニハ達セヌコトトナル

当社トシテハ寧ロ、全体ノ從業員ノ素質ノ水準ヲ高ムルコトヲ望ムガ故ニ一般養成ニ力ヲ尽シ而モノノ一般養成ハ学科ニ偏重セズ基本訓練ニ力ヲ致スヲ以テ妥当ナリトノ建前ヨリ之等ノ基本訓練ハ一ヶ年未満ニテ足ルモノト考エル

勿論一部分其職種ニヨリ二年乃至三年ノ養成ヲナシ得ルモノナシトセヌガ之等ハ一応前記一年ノ養成ヲ終了シタル後更ニ段階的ニ養成ヲナスヲ可ナリト思料ス（養成目標ハ二級程度ニシテ一級目標ノ養成ハ五、六年ノ実務ヲ経験シテ後ニ行ウコトトス）養成率（希望トシテ）ハ其事業ノ見地ヨリ、一般ト補充トノニツニ分チ事業主ニ於テ決定シ許可ヲ申請スル様式トサレ度ク養成期間ハ一ヶ年程度ノモノヲ許可サルル事ヲ望ムモノデアル

此計画内容ハ追テ検討シ提案致シタシ

二、職種ノ分類並ニ決定ニ就テ

養成令ノ職種名ハ職業能力申告令ニ準拠サレタルモノナランモノ製銑、製鋼、圧延等ノ職種ノ分類ハ機械工作工ノ分類トノ均衡ヲ失スルガ如キ点アルヲ以テ今少シク細分スル要アルモノト認ム

従ツテ職種決定ニツイテハ採用後三ヶ月迄ハ全部共通ノ養成期間トシ此拠ニ於テ製銑、製鋼、圧延、工作等ノ大分類ヲナシ六ヶ月乃至一ヶ年後ニ於テ熱風炉工、熔鉢炉工、ガス工、平炉工、造塊工等ノ如ク細目職業別ニ分類スルヲ可ト思料ス

三、養成工ノ年齢ニ就テ

工場法第一条第一項第二号ニ該当スル危險有害作業ニツキテ養成開始年令ヲ引上ゲル様規定シテ然ルベキモノナリ（例エバ満十六

歳以上トスルガ如シ)

四、養成免除ニツキテ

同一系会社内ニ於ケル小規模作業所ノ養成義務ニツキテハ大規模作業所ニ於テ義務数以上ノ養成ヲ行ウトキハ仮令他府県ニ亘ルトキト雖モ免除又ハ委託養成等ノ便ヲ因ラルベキモノト思考ス

附記

養成令ハ体力知力ノ発育最モ不安定(発育二個人差アリ)ナル時機ニ将来ノ中堅工トシテ、或ハ一般工トシテ宿命ツケルコトトナルノデ此点考慮ヲ要スルモノニシテ寧ロ、短期一般養成ヲナシ數年後其素質ノ確定シタル後ニ於テ更ニ必要ナル中堅工ヲ段階的ニ養成スルヲ可ナリト思料ス

(五一二一) 昭和十六年三月 厚生省案

工場事業場厚生施設法案要綱

第一 本法ハ工場、鉱山其ノ他ノ事業場ニ於ケル厚生施設ノ綜合的拡充ヲ図リ以テ從業者ノ心身ノ保護向上ヲ期シ労働力ノ保全増強ニ資スルヲ目的トスルコト

フコト

- 第一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工場主
- 二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業ノ鉱業権者
- 三 労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主
- 四 商店法ノ適用ヲ受クル店舗ノ店主
- 五 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ノ事業主

本法ニ於テ從業者ト称スルハ事業主ニ雇傭セラレ労務ニ從事スル者ヲ謂フコト

第三 本法ニ於テ厚生施設ト称スルハ從業者ノ教養、訓練、保健其ノ他從業者ノ厚生ニ資スル目的ヲ以テ事業主ノ設クル施設ヲ謂フコト

第四 青年学校義務就学者タル從業者ヲ常時二百人以上使用スル事

業場ノ事業主ハ當該從業者ヲ就学セシムルニ必要ナル青年学校ヲ設置スベキコト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト

(省令) 一、産業報国会ニ於テ設置セルトキ

二、地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ(敷地、建築資材又ハ専任教員ヲ得ラレザル場合)

第五 命令ヲ以テ定ムル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ集会所ヲ設クベキコト

(省令) 一、常時五百人以上ノ從業者ヲ使用スル事業場ニシテ新ニ事業ヲ開始シ又ハ事業場ヲ移転スルトキ

二、面積ハ百坪以上タルコト
三、除外スル場合

(イ) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ
(ロ) 食堂其ノ他之ニ利用シ得ル設備アルトキ
(ハ) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第六 行政官庁ハ命令ヲ以テ定ムル事業場ノ事業主ニ対シ命令ノ定期ル所ニ依リ体育指導員ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト
(省令) 一、常時五百人以上ノ從業者ヲ使用スル事業場ノ事業主
二、体育指導員ノ資格ヲ定ムルコト
三、体育指導員ハ事業主ノ指揮ヲ承ケ当該事業場ニ於ケ

ル体育ノ企画及指導ニ任ズルコト

四、除外スル場合

(1) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ

(2) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ (有資格者ヲ得ラレザル場合)

第七 命令ヲ以テ定ムル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運動場ヲ設クベキコト

(省令) 一、適用事業主ハ常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル事業場ニシテ

(1) 新ニ事業ヲ開始スルトキ

(2) 事業場ヲ移転スルトキ

(3) 敷地ヲ拡張スルトキ

二、運動場ハ屋外 (屋上ヲ含ム) ニシテ五百坪以上タルコト

三、除外スル場合

(1) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ

(2) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ (附近ニ適當ナル場所ノ存スルトキ又ハ土地ヲ得ラレザルトキ)

第九 行政官庁ハ常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル工場又ハ鉱山ニシテ命令ノ定ムルモノノ事業主ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用スル従業者ニ食事ヲ給スルニ必要ナル炊事施設ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

行政官庁必要アリト認ムルトキハ炊事施設ヲ有スル事業場ノ事業主ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該炊事施設ニ関シ栄養上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、新ニ事業ヲ開始スル事業主ニ適用スルコト

二、建築及設備ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコト

三、必要ナル措置、栄養士ノ設置 (五百人以上) 其ノ他

四、除外スル場合

(1) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ

(2) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第八 命令ヲ以テ定ムル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用スル従業者ノ為ニ体操ノ時間ヲ設クベキコト、前項ノ事業主ハ体操ノ実施計画ヲ定メ行政官庁ニ報告スベキコト、之ヲ変更シタルトキ亦同ジキコト

行政官庁不適当ト認ムルトキハ前項ノ実施計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、常時五十人以上ノ従業員ヲ使用スル事業場ノ事業主

二、体操ノ時間ハ毎日少クトモ十分タルコト

(省令) 一、産業医ノ員数ハ之ヲ一人トスルコト但シ従業者三千

三、実施計画ニ定ムル事項

(1) 就業時間トノ関係

(2) 実施ノ時刻及方法

四、実施計画ノ報告ハ本法施行後一月以内ニ之ヲ為スベキコト、之ヲ変更シタルトキハ七日以内ニ之ヲ為スペキコト

(1) 体操ノ種目

人ヲ超ユルトキハ之ヲ専任トシ、六千人ヲ超ユルトキハ三千人又ハ其ノ端数ヲ増加スル毎ニ一人ヲ加算シタル員數トスルコト

二、産業医ハ事業主ノ指揮ヲ受ケ事業場ニ於ケル従業者ノ保健ニ関スル事項ヲ掌ルコト

三、除外スル場合 医師ヲ得ラレザルトキ

第十一 行政官庁必要アリト認ムルトキハ當時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用スル従業者ヲ収容スルニ必要ナル寄宿舎ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、寄宿舎ハ年令二十年未満ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一

ニ該当セザルモノ百人以上ヲ使用スル事業場ノ事業主ニ設置ヲ命ズルコト

(イ) 親権者又ハ後見人ト同居スルモノ

(ロ) 其ノ他地方長官ノ指定スルモノ

二、寄宿舎ニハ舍監一人ヲ置クコト但シ収容者五百人ヲ超ユルトキハ舍監一人ヲ置クノ外五百人又ハ其ノ端数ヲ増加スル毎ニ舍監補助者一人ヲ置クコト

舍監及舍監補助者ハ左ノ各号ノ一二該当スルモノナルコト

(イ) 二年以上青少年指導ノ経験アルモノ

(ロ) 其ノ他地方長官ノ指定スルモノ(指導者トシテノ養成ヲ受ケタルモノ)

三、建築及設備ニ付テハ工場附屬寄宿舎規則ヲ適用又ハ準用スルコト

之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ルコト

第十三 第十二ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ関シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地収用法ヲ適用スルコト

第十四 第十二ノ規定ニ依リ収用シタル土地ノ管理及処分ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

(省令) 収用シタル土地ハ事業ヲ廃止シ又ハ地方長官已ムヲ得ズト認メ許可シタル場合ノ外之ヲ譲渡シ又ハ他ノ用途ニ供スルコトヲ得ザルコト

第十五 行政官庁ハ厚生施設ニシテ其ノ目的ニ反スト認ムルトキハ之ヲ利用スル土地、建物及設備ニ付変更又ハ使用停止ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十六 命令ヲ以テ定ムル工場又ハ店舗ヲ設置又ハ移転セントスル者ハ予メ行政官庁ノ認可ヲ受クベキコト、其ノ建物ヲ改築若ハ増築シ又ハ敷地ヲ拡張セントスルトキ亦同ジキコト

(省令) 一、當時五十人以上ノ従業者ヲ使用スル事業主

二、本法施行後五十人ヲ超ユルニ至リタルトキ

第十七 常時千人以上ノ従業者ヲ使用スル事業場ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ実施セントスル厚生施設ニ付計画ヲ定メ予メ行政官庁ノ許可ヲ受クベキコト、之ヲ変更シタルトキ亦同ジキコト

(省令) 一、実施計画ニ定ムル事項ハ教養、保健、住宅、保育、共済、娯楽等ニ付其ノ予算額及実施方法トスルコト

二、実施計画ノ認可申請ハ本法施行後二月以内ニ之ヲ為スコト、之ヲ変更シタルトキハ十日以内ニ之ヲ為スコト

第十八 常時千人未満ノ従業者ヲ使用スル事業場ノ事業主ハ主務大

臣ノ定ムル範囲ヲ超エテ厚生施設ヲ設ケントスルトキハ予メ行政官序ノ認可ヲ受クベキコト

第十九 行政官序必要アリト認ムルトキハ事業主ヲシテ厚生施設ニ関シ報告ヲ為サシメ又ハ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得ルコト

第二十 行政官序必要アリト認ムルトキハ厚生施設ニ関シ当該官吏ヲシテ事業場其ノ他ノ場所ニ臨検セシムルコトヲ得ルコト

前項ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムルコト

第二十一 法令ニ依リ当該事業場ニ付一切ノ権限ヲ有スル者ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトスルコト

第二十二 事業主又ハ第二十一年規定ニ依リ事業主ニ代ル者正当ノ理由ナクシテ第四、第五、第七、第八若ハ第十五ノ規定又ハ第六

若ハ第九乃至第十一ノ規定ニ基キテ発スル命令若ハ処分ニ違反シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処スルコト

第二十三 事業主又ハ第二十一年規定ニ依リ事業主ニ代ル者第十六乃至第十八ノ規定ニ違反シタルトキハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処スルコト

第二十四 正當ノ理由ナクシテ当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処スルコト

第二十五 事業主未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ第二十ノ規定ニ依リ事業主ニ代ル者ナキトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スベキ者ニ之ヲ適用スルコト但シ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

第二十六 事業主又ハ第二十ノ規定ニ依リ事業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者又ハ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ニ違

反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ处罚ヲ免ルルコトヲ得ザルコト

第二十七 本法中事業主ニ関スル罰則ハ国、道府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セザルコト

国ノ事業ニ関シテハ所轄官序ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政官序ニ属スル職務ヲ行フコト

第二十八 本法ニ依ル行政官序ノ命令又ハ処分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ権利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルコト

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

本法施行ノ際現ニ厚生施設ニ利用スル建物又ハ設備ハ第十七及第十八ノ規定ニ拘ラズ本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做スコト

昭和十六年五月二十九日

〔五一一二一〕 日本工業協会第十回大会に於ける決議
工場事業場技能者養成法要綱案ニ関スル件

建 議 書

高度国防国家ノ確立ニハ優良ナル工員ヲ養成スルノ必要アルハ言ヲ俟タザル処ナルガ、本問題ハ亦実ニ国家百年ノ大計トモ言フベキモノニシテ一朝コレガ施政ヲ過タンカ、只ニ当面ノ生産拡充ニ齟齬ヲ來スノミナラズ、延テ長ク禍ヲ後世ニ遺シ國力發展上大ナル支障ヲ來スモノナリ

工場事業場ニ於ケル從業員養成ニ関シテハ、曩ニ工場事業場技能者養成令ノ制定アリテ所謂中堅工ノ養成ノ方策確立セリト雖モ、尚事業上ニ必要ナル他ノ一般工及幹部工ノ養成ニ及バズ、又青年学校本科ノ義務制実施ニヨリ一般工員ノ素質ヲ高メ得ルニ至ランモ、從業員トシテノ技能ヲ習得セシムルニハ不充分ノ憾多シ。加フルニ、コノ技能者養成令ト青年学校令トニヨル兩様ノ教育ヲ異ナル監督下ニ於テ同一工場事業場ニ於テ実施スルニハ實際ノ教育上大ナル困難ヲ伴イ其ノ運用充分ナルヲ得ズ誠ニ遺憾トル処ナリ。故ニ此際右両系統ノ教育上ノ指導監督機関並ニ其ノ養成施設ヲ一元化シ相錯綜混乱セシムルコトヲ避クルハ今日ノ緊要事ト思考ス。

本会ハ工員養成問題ノ重大性ニ鑑ミ夙ニ官民中ノ工員養成ニ關係リ慎重審議ヲ尽シコレガ具体策ニツキ考究ノ結果別紙ノ如キ成案ヲセル權威者ヲ以テ日セラル人々集メテ研究会ヲ組織シ十數回ニ亘得タルヲ以テ茲ニ建議シ政府當局ノ善処サレンコトヲ要望ス。

工場事業場技能者養成法要綱案

一、適用工場ノ範囲及事業主ノ義務

主務大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場（事業場）ニシテ五〇〇人以上ノ從業者ヲ使用スルモノハ、本要綱ニヨリ其ノ從業者ニ対シ技能者養成ヲ行フコト

右指定スル事業ハ高度国防國家ニ於テ重要ト認メラル、生産事業ニシテ且其ノ生産技能ノ修得ニ相当ノ年月ヲ要スル事業タルコト

二、從業者ノ義務

右工場ニ使用セラル、男子從業者ハ右事業主ノ行フ養成ヲ受クルコト

三、養成ノ種類

技能者ノ養成ハ次ノ三種トス

工場事業場ニ於ケル從業員養成ニ関シテハ、曩ニ工場事業場技能者養成令ノ制定アリテ所謂中堅工ノ養成ノ方策確立セリト雖モ、尚

事業上ニ必要ナル他ノ一般工及幹部工ノ養成ニ及バズ、又青年学校本科ノ義務制実施ニヨリ一般工員ノ素質ヲ高メ得ルニ至ランモ、從

業員トシテノ技能ヲ習得セシムルニハ不充分ノ憾多シ。加フルニ、

コノ技能者養成令ト青年学校令トニヨル兩様ノ教育ヲ異ナル監督下ニ於テ同一工場事業場ニ於テ実施スルニハ實際ノ教育上大ナル困難

ヲ伴イ其ノ運用充分ナルヲ得ズ誠ニ遺憾トル処ナリ。故ニ此際右

両系統ノ教育上ノ指導監督機関並ニ其ノ養成施設ヲ一元化シ相錯綜混乱セシムルコトヲ避クルハ今日ノ緊要事ト思考ス。

本会ハ工員養成問題ノ重大性ニ鑑ミ夙ニ官民中ノ工員養成ニ關係リ慎重審議ヲ尽シコレガ具体策ニツキ考究ノ結果別紙ノ如キ成案ヲセル權威者ヲ以テ日セラル人々集メテ研究会ヲ組織シ十數回ニ亘得タルヲ以テ茲ニ建議シ政府當局ノ善処サレンコトヲ要望ス。

イ、一般工養成
ロ、中堅工養成
ハ、幹部工（職長ヲ含ム）養成

四、一般工養成

一般工養成ハ徵兵適齡ニ達セザル者（青年ト称ス）全部ニ対シ其ノ者ガ採用後徵兵検査ヲ受クル年ノ三月三十一日迄ノ期間左ノ事項ヲ行フモノトス

(1) 体操 每就業日

(2) 教練 一ヶ年七〇時間以上トシ、毎週二時間ヲ例トス

(3) 德性陶冶 一ヶ年四〇時間以上トシ毎週一回ヲ例トス

(4) 国民常識 最初ノ一ヶ年ハ一〇〇時間以上トシ爾後毎年四〇時間以上トス

(5) 専門知識 最初ノ一ヶ年ハ一五〇時間以上トシ爾後毎年四〇時間以上トス

(6) 技能ノ指導 基本的技能三〇〇時間以上、採用一ヶ年以内ニ之ヲ行フ。

五、中堅工養成

中堅工養成ハ、一ヶ年（特別ノ場合ハ六ヶ月）間、一般工養成ヲ受ケタル者ノ中ヨリ将来中堅從業員タルニ適スト認ムル者ヲ選抜シ徵兵検査ヲ受クル年ノ三月三十一日マデノ期間左ノ事項ヲ行フモノトス

(1) 体操 每就業日

(2) 教練 每週二時間以上

(3) 德性陶冶 每週一時間以上

(4) 国民常識 採用一ヶ年（又ハ六ヶ月）後、一ヶ年間ハ五〇〇時間以上

(4) 専門知識 採用二ヶ年（又ハ一ヶ年半）後ハ一ヶ年二四〇時間以上

(5) 技能ノ研究 基本 五〇〇時間以上、採用一年（又ハ六ヶ月）後、六ヶ月間

生産現場 採用一年半（又ハ一年）後、二年間

技能ノ基本研究ハ成ルベク基本実習場ニ於テ専任指導員ヲシテ之ニ当ラシムモノトス

六、幹部工養成

幹部工養成ハ中堅工養成ヲ終了シタル後五ヶ年ノ職歴ヲ経タル者ノ中ヨリ将来幹部工タルニ適スト認ムル者ヲ選抜シ六ヶ月間左ノ事項ヲ行フモノトス

(1) 德性陶冶 指導者トシテノ人格向上 每週一回

(2) 各種ノ行ノ修行 禅其ノ他ノ心身ノ鍛錬 每月一回

(3) 幹部ニ必要ナ知識ノ啓発 五〇〇時間以上

(4) 技能ノ研究 二〇〇時間以上

幹部工養成ハ雇傭主自ラ之ヲ行ヒ、又ハ他ノ適當ナル養成施設ニ委託シ之ヲ行フモノトス

七、養成人員

中堅工養成及ビ幹部工養成ノ員数ハ當該工場ニ於テ之ヲ定メ主務官厅ニ届出ヅルモノトス

主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ届出ノ員数ヲ増減シ又ハ予メ指定スルコトヲ得

八、養成担任者

養成ヲ担任セシムルタメ左ノ指導員ヲ設クルモノトス

(1) 養成全体ノ責任者

(2) 教練体操ヲ担任スル者

専任

(1) 政府ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ為ス者ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコト

(2) 政府ハ養成ヲ担任スベキ者ノ養成又ハ其ノ再教育ニ付施設スルモノトス

(3) 政府ハ優良ナル養成工場又ハ其ノ関係者ヲ表彰スルノ方法ヲ講スルコト

十一、青年学校就学免除

本要綱ニヨリ養成ヲ受クル男子ハ青年学校令ニヨル就学義務ヲ免除スルモノトス

(4) 徳育、国民常識、専門学科ヲ担任スル者 専任又ハ兼任

(5) 基本的技能ノ指導ヲ担任スル者 専任

現場生産ヲ指導スル者 専任又ハ兼任

養成ニ関スル庶務ニ從事スル者 専任

右担当者ノ数及資格ハ別ニ定ムルモノトス

九、養成設備

養成ノタメノ設備ハ左ノ如ク之ヲ設クルモノトス

十、教教室

(1) 基本的技能研究ノ為ノ実習場 専属

(2) 現場生産ヲ指導スル工場

研究室又ハ作業研究工場

ス

講堂、運動場、武道場、寄宿舎其ノ他ノ附屬設備

能フ限り別ニ之ヲ設クルヲ可ト

(3) 指導、監督助成

(4) 養成方法、養成ニ当ルベキ人の物的施設其ノ他養成実施計画

(5) 二付テハ予メ主務官厅ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

(6) 主務官厅必要アリト認ムルトキハ養成ニ関シ必要ナル処置ヲ命ズルコトヲ得

(7) 能フ限り別ニ之ヲ設クルヲ可ト

ス

研究室又ハ作業研究工場

ス

講堂、運動場、武道場、寄宿舎其ノ他ノ附屬設備

ス

能フ限り別ニ之ヲ設クルヲ可ト

ス